

令和2年第1回森町議会9月会議会議録（第1日目）

令和2年9月1日（火）

開議 午前 9時30分

延会 午前10時03分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 1号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4号 森町企業版ふるさと応援寄附金条例制定について
- 9 議案第 5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 10 議案第 6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 11 議案第 7号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 12 議案第 8号 令和2年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 13 議案第 9号 令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第10号 令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第11号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第12号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第13号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 18 議案第14号 令和2年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 19 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 20 報告第 1号 令和元年度森町財政健全化判断比率について
- 21 報告第 2号 令和元年度森町資金不足比率について
- 22 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 23 認定第 1号 令和元年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 令和元年度森町水道事業会計決算認定について

認定第 4号 令和元年度森町公共下水道事業会計決算認定について

- 24 意見書案第1号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 25 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 26 意見書案第3号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書
- 27 意見書案第4号 公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書
- 28 意見書案第5号 国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めることを求める意見書
- 29 意見書案第6号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書
- 30 意見書案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書
- 31 意見書案第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 32 議員の派遣について
- 33 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長	16番	野村洋君	副議長	1番	菊地康博君
	2番	山田誠君		3番	佐々木修君
	4番	高橋邦雄君		5番	伊藤昇君
	6番	加藤進君		7番	堀合哲哉君
	8番	東隆一君		9番	河野文彦君
	10番	宮本秀逸君		11番	檀上美緒子君
	12番	木村俊広君		13番	久保友子君
	14番	松田兼宗君		15番	斉藤優香君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷恵造君
副町長	木村浩二君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	釣隆吉君
総務課長	長瀬賢一君

選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村	本		政	君
防災交通課長	柴	田	正	哲	君
契約管理課長	山	田	真	人	君
企画振興課長	川	村	勝	幸	君
税務課長	柏	渕		茂	君
保健福祉課長	坂	田	明	仁	君
保健福祉課参事	須	藤	智	裕	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮	崎		涉	君
住民生活課長	安	藤		仁	君
子育て支援課長	濱	野	尚	史	君
環境課長	川	口	武	正	君
農林課長	寺	澤	英	樹	君
農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君
水産課長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	阿	部	泰	之	君
建設課長	富	原	尚	史	君
砂原支所長	落	合	浩	昭	君
地域振興課長兼 地域振興係長	千	葉	正	一	君
町民福祉課長	住	吉	隆	子	君
教育長	増	川	正	志	君
学校教育課長	菽	野	友	章	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮	崎	弘	光	君
生涯学習課長	木	村	忠	公	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	野	崎	博	之	君
給食センター長	藤	嶋		希	君
さくらの園・園長	金	丸	義	樹	君
病院事務長	小田	桐	克	幸	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消防長	東	谷	直	樹	君
消防署長	松	田	光	治	君
農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君

○出席事務局職員

事務局 長	菊 池 一 夫 君
次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	奥 山 太 崇 君
庶 務 係	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 2 議案第 2 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 4 号 森町企業版ふるさと応援寄附金条例制定について
- 5 議案第 5 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 6 議案第 6 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 7 議案第 7 号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和2年第1回森町議会の9月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、9月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの持込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようにご協力をお願いいたします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席13番、久保友子君、議席14番、松田兼宗君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日9月1日から9月15日までの15日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 本日も前回同様、新型コロナウイルス感染に配慮し、飛沫拡散防止のため、議場の高い位置を避け、自席にて行政報告を行います。

6月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今年は、夏のまつりinもりをはじめ、お盆休みに帰省する方々が楽しみにされているさわら恋来いまつり、また今月開催が予定されておりましたさわらふるさとまつりも来場者及び関係者の皆様の安全を優先し、やむを得ず開催中止となりました。さらには、毎年11月に開催が予定されておりました静岡県森町産業祭、もりもり2万人まつり&農協祭も中止との連絡を受けており、誠に残念に思っております。新型コロナウイルス感染が終息し、来年度には安心して開催できることを願っているところです。

さて、気候非常事態宣言北海道第1号の町として、温暖化防止はもちろんのこと、ホタテガイの産地である噴火湾への栄養補給や保水力の増大による災害防止などの公益的な効果を高めるため、より一層健全な森を育てていく思いを強めていたところ、時を同じくして具体的な取組となりますニッセイにつしんの森づくりの調印式を執り行う運びとなり、協定を締結いたしましたので、ご報告いたします。この事業は、町に森林整備を委託する意向を示した森林所有者と公益財団法人ニッセイ緑の財団を町が橋渡し役となり、連携協定を締結し、森林整備を促進しようとするものです。町内本茅部地区の認定対象林1.12ヘクタールにおいて間伐などの作業を行うことにより森を整備し、健全な森を育てることで地球温暖化の防止、土砂災害の防止、生物多様性の向上や景観の向上など、森林の持つ公益的効果を高度に発揮させることを目指すものです。7月27日に森町公民館で行われました協定調印式では、日本生命保険相互株式会社の佐々木執行役員北海道営業本部長を来賓に迎え、渡島総合振興局の鳴海局長立会いの下、ニッセイ緑の財団の清水理事長、森林所有者の東兼二氏、森町の3者により協定書を取り交わしました。所有林を提供していただいた東氏並びにニッセイ緑の財団の森林保全活動に対する取組に心より感謝を申し上げますとともに、この協定の締結により、間伐材の利活用による森林環境教育や木育活動が一層展開されることを期待しております。

また、8月24日にはICT教育における事業連携協定をソフトバンク株式会社と締結しましたので、ご報告いたします。行政でのICT利活用のノウハウや先進技術により、多数の自治体で協定の実績を持つソフトバンク株式会社とこれから行政サービスでの情報通信技術の活用を推進し、デジタル技術を活用できる人材の育成を計画している当町とが官民連携することにより、自立的で個性豊かな地域社会の形成を行ってまいりたいという考えに快くご賛同いただき、このたびの締結に至ったものです。協定式では、ソフトバンク株式会社の東京本社と役場会議室とをリモートで結び、ソフトバンク株式会社からはCSR本部の池田本部長をはじめ、久保部長、牧野参与、当町からは私と増川教育長が出席し、協定書を取り交わしました。リモートによる協定締結式は、初の試みとなりましたが、コロナ禍の状況においては必要な取組であると感じたところです。この協定の締結により、ICTを活用した特別支援教育をはじめ、先端技術を活用できる人材育成や災害、観光産業への取組を推進するなど、様々な分野での事業を展開してまいります。

さて、森町国保病院では新型コロナウイルス抗原検査の実施に際し、本人負担のない保険適用による検査が可能となるため、渡島保健所の指導の下、院内感染防止マニュアル及び動線のチェックを受けるなど、北海道と委託契約締結に向けた取組を進めてまいりました。今後契約締結を経て、検査キット等の調達を行うなど準備を進め、10月初旬に抗原検査を実施できる運びとなりましたので、お知らせいたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第1号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するため、人事院規則に国家公務員の防疫等作業手当の特例が設けられたことに鑑み、当町の職員の特殊勤務手当についても国に準じて措置を行うため、所要の改正を行うものです。資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。

改正内容ですが、職員が新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合に防疫等作業手当を支給することができるよう改正するものです。対象業務は、新型コロナウイルス感染症の対象患者を有する施設において対象患者に対する診察、看護または検体採取等を行った場合、また新型コロナウイルス感染症の対象患者の移送業務を行った場合等としております。手当額は、作業1日当たり3,000円、ただし患者またはその疑いのある者の身体に直接接触する作業、またこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合には4,000円としております。

施行日は公布の日とし、令和2年2月1日から適用しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 資料のほうで今説明がありましたように、対象業務、それから対象に関わる手当の額が指定されています。そしてまた、資料の裏面のほうに条例の改正内容が書かれてあるわけですがけれども、3,000円と4,000円の支給に関わっての線引きというのですか、その辺りの考え方というのをもう少し具体的に説明していただければというふうにして思っています。なお、特に改正案のところの2のところ、別に定めるものに従事したときはということで、別に定めるというふうになっているので、ここの中で線引きの部分も明確に規定されるのかどうかということも併せてご説明願います。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

まず、対象患者につきましてですけれども、新型コロナウイルス感染症の患者、無症状病原体保有者、それから新型コロナウイルス感染症が疑われる疑似症患者等で、これはPCR検査あるいは抗原検査の対象者としているところです。それで、3,000円と4,000円の違いですけれども、その対象患者に関して診察、看護または検体採取、移送等を行った場合には3,000円としております。また、それらに該当する職員のうち、陽性患者と接して作業を行った場合には4,000円としているところです。

それから、別に定めるということに関しましては、要綱等で別に定めるということにしております。支給要件ですとか支給額等について要綱で規定しているところでございます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 今の説明だと、この裏側の改正案の中身と変わってくると思うのです。改正案の3のところでは3,000円と書いているのですけれども、その次に括弧書きが新型コロナウイルス云々とかということで4,000円というところの括弧閉じまであるわけですけれども、この中には患者もしくはその疑いのある者ということで、まだ判明していない方であっても直接接触した場合には4,000円というふうに規定されるわけですけれども、今の課長の説明だと判明しない限りは3,000円というふうに聞こえたのですけれども、その整合性はどうなりますか。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

その疑いのある者ということで条例のほうに規定しておりますけれども、その定義を要綱のほうでしてございまして、これについては作業に従事したときに感染症の疑いがある、検査の結果新型コロナウイルス感染症と診断された者というふうに定義しておりますので、そういった取扱いとしております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） ということは、判明しない限りは3,000円ということですか。私それはおかしいと思うのです。危険性があるということで、身体的にもあるかも分からないですけれども、精神的に疑いがある方と接触するということは感染する恐れというのは非常に心配になるわけで、そういうような部分も含めて保障すべきだと思うので、疑いも含めて、直接関わるというか、そういう部分、濃厚接触者としての観点からして4,000円にするべきではないかなと思うのです。直接関わらない、例えば出た後のお部屋だとか、または使ったものの処理だとか消毒だとかという、そういう部分に関しては3,000円というのは適切かとは思いますが、患者またはその疑いがある方との接触なり、接触なくても長時間例えば救急車の中で一緒だったとかというような部分も含めて4,000円というふうな形の対象に広げるという考えはないものなのでしょうか。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えします。

この条例につきましては国に準じて制定しているわけございまして、それから3,000円と4,000円の線引きにつきましていろいろ検討したのですけれども、管内の状況と照

らしてそういった取扱いにしておりますので、こういった形で施行していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第2号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（濱野尚史君） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、現在町内に対象施設はございませんが、家庭的保育事業を行おうとする者が従うべき基準を定めたものであり、厚生労働省令に基づき、市町村が条例で定めております。今般この基準省令が改正されたことに伴い、所要の改正をするための条例制定であります。裏面及び資料ナンバー2をご参照願います。

改正内容ですが、家庭的保育施設は3歳未満児を対象に保育する施設のため、卒園後の連携施設確保が認可基準として定められておりましたが、調整などにより卒園後も引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には連携施設の確保を不要とする基準の見直し及び保護者による療養を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施についての明確化に伴い、本条例も同様に改正するものであります。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第3号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（瀨野尚史君） それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正をするための条例制定であります。裏面及び資料ナンバー3をご参照願います。

改正内容についてですが、議案第2号で説明させていただいた国の家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準の改正との整合性を図るため、特定地域型保育事業についても連携施設の確保を不要とする改正であります。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。

○14番（松田兼宗君） 確認なのですが、議案第2号で言っていたときには、説明の中では森町にはないのだと、対象事業は。今回のこの場合には対象の事業所というのはあるのですか。

○子育て支援課長（瀨野尚史君） お答えいたします。

すみません、説明が足りなくて申し訳ありません。特定地域型保育事業についても現在森町にはございません。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第4号 森町企業版ふるさと応援寄附金条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（川村勝幸君） 議案第4号 森町企業版ふるさと応援寄附金条例制定についてご説明いたします。

本案は、森町企業版ふるさと応援寄附金条例を次のように定めようとするものです。裏面を御覧願います。

第1条では、本条例の目的として、森町まち・ひと・しごと創生事業の実施を通じて応援したいという企業から寄附金を募り、活力あるまちづくりに資する旨を定めております。

第2条では、寄附者の投資に対する事業について町長が別に定めるものとしております。

第3条から第8条におきましては、基金の設置、積立て、管理、収益処理、繰替え運用、処分について定めております。

第9条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

また、施行期日につきましては、公布の日からであります。

資料ナンバー4を提出しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 資料のほうなのですけれども、ここの中で1点目としては、留意事項のところなのですけれども、3つ目に寄附の受入額は事業費の範囲内とすることというふうにして書かれてあるわけなのですけれども、第二次のまち・ひと・しごと創生総合戦略の部分でいろいろ事業内容は提起されているわけです。5か年にわたる事業計画があるわけなのですけれども、ここの中には事業費の記入というか、算定がされていないわけなのですけれども、その部分どういう押さえになるのかということが1点です。

それと、もう一つなのですけれども、これを募集するわけなのですけれども、その募集方法どのようなことを考えているのかという、2点お願いいたします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

1点目、寄附の事業費の関係ですけれども、公募、募集する際にはもちろんその事業の事業費は記載して公募したいと思いますので、その点で対応していくということでありませう。

2点目、募集については基本ホームページで募集したいと思っております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 事業費の部分なのですけれども、今年度の分については予算の

中でいろいろ計上されている部分があるのですけれども、これは5か年計画なので、5年分の事業費というふうな形で表示されるものなのかどうかということと、あとホームページだけでというか、募集になるという、どの程度応募の期待というか、考えていただけるのかという点でお願いいたします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

事業費の関係ですけれども、基本単年度の事業費で募集したいと思います。

2点目、ホームページでの募集ということですのでけれども、基本的には道外が基本となるかと思っておりますので、そちらに見てもらえるように工夫しながら積極的に行っていきたいと思っております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） まず、1点目なのですが、今現在想定している企業というか、そういう打診がある企業というものはあるのですかということと、それといろんな調査、4月の法改正で9割まで増えたわけですよ、6割から。今後応募が増えていく可能性があるのだとは思いますが、その中で寄附したいジャンルというか、分野というのは環境保全が半分以上の企業が関心持っているという調査があるのですが、今回の事業の中で環境保全に関わる事業って見当たらないのだと私思うわけです。もし出たらこれだというふうには指摘して言ってほしいのですが、それと今後そういう部分に関して新たに事業としてつくっていくという考えはあるのかどうか。お願いします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

企業打診という1点目の質問でございますけれども、実際打診されている会社はございます。

2点目です。環境に関してのことですけれども、この事業の中で特に農林課の事業ですが、炭ずみまで地域材を使おうという事業の中で森林の部分、ここについては間伐材を利用したり、主にしますので、そこは環境につながる事業と思っております。

3点目ですが、事業の増える部分という問題ですけれども、今後増える可能性はあると思っておりますので、そこもきっちり委員会で議論しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 企業があるということは、だからやるのかなと思ったりもしていたのですが、何社程度あるのか。もしよければ、公表ができるのなら公表してはどうかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

現在打診いただいている企業につきましては、1社でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第4号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第8、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合の解散、脱退に伴い、規約の別表を改めることについて組合関係団体と協議するため、議会の議決を求めようとするものです。

資料ナンバー5を提出しております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第5号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第9、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合及び札幌広域圏組合の解散、脱退に伴い、規約の別表第1を改めることについて組合関係団体と協議するため、議会の議決を求めようとするものです。

資料ナンバー6を提出しております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第7号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第7号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合の解散、脱退に伴い、規約の別表第1及び別表第2を改めることについて組合関係団体と協議するため、議会の議決を求めようとするものです。

資料ナンバー7を提出しております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第11、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(野村 洋君) お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(野村 洋君) 本日はこれで延会いたします。

次回は、9月3日午前10時開会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午前10時03分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和2年9月1日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和元年第1回森町議会9月会議会議録（第2日目）

令和2年9月3日（木）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時42分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第 8号 令和2年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 5 議案第 9号 令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 6 議案第10号 令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第11号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第12号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第13号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 10 議案第14号 令和2年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 12 報告第 1号 令和元年度森町財政健全化判断比率について
- 13 報告第 2号 令和元年度森町資金不足比率について
- 14 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 15 認定第 1号 令和元年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 令和元年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 令和元年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 16 意見書案第1号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 17 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 18 意見書案第3号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書
- 19 意見書案第4号 公立学校教員に1年単位の变形労働時間制を適用しないことを求める意見書
- 20 意見書案第5号 国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めることを求める意見書
- 21 意見書案第6号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書

- 2 2 意見書案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書
- 2 3 意見書案第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 2 4 議員の派遣について
- 2 5 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長	16番	野村洋君	副議長	1番	菊地康博君
	2番	山田誠君		3番	佐々木修君
	4番	高橋邦雄君		5番	伊藤昇君
	6番	加藤進君		7番	堀合哲哉君
	8番	東隆一君		9番	河野文彦君
	10番	宮本秀逸君		11番	檀上美緒子君
	12番	木村俊広君		13番	久保友子君
	14番	松田兼宗君		15番	斉藤優香君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷恵造君
副町長	木村浩二君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	釣隆吉君
総務課長	長瀬賢一君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村本政君
防災交通課長	柴田正哲君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	川村勝幸君
税務課長	柏渕茂君
保健福祉課長	坂田明仁君
保健福祉課参事	須藤智裕君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮崎涉君
住民生活課長	安藤仁君

子育て支援課長	濱	野	尚	史	君
環境課長	川	口	武	正	君
農林課長	寺	澤	英	樹	君
農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君
水産課長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	阿	部	泰	之	君
建設課長	富	原	尚	史	君
砂原支所長	落	合	浩	昭	君
地域振興課長兼 地域振興係長	千	葉	正	一	君
町民福祉課長	住	吉	隆	子	君
教育長	増	川	正	志	君
学校教育課長	菽	野	友	章	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮	崎	弘	光	君
生涯学習課長	木	村	忠	公	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	野	崎	博	之	君
給食センター長	藤	嶋		希	君
さくらの園・園長	金	丸	義	樹	君
病院事務長	小田	桐	克	幸	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消防長	東	谷	直	樹	君
消防署長	松	田	光	治	君
農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君

○出席事務局職員

事務局長	菊	池	一	夫	君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	奥	山	太	崇	君
庶務係	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 4 議案第 8 号 令和 2 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）

- 5 議案第 9号 令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 6 議案第10号 令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第11号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第12号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第13号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 10 議案第14号 令和2年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 12 報告第 1号 令和元年度森町財政健全化判断比率について
- 13 報告第 2号 令和元年度森町資金不足比率について
- 14 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席15番、斉藤優香君、議席1番、菊地康博君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従っていただくよう、重ねてお願いをいたします。

1、森町経済産業対策について、議席4番、高橋邦雄君の質問を行います。

○4番（高橋邦雄君） 通告に従いまして質問させていただきます。

森町の経済産業対策について、新型コロナウイルス感染症対策に対し、町として森町緊急経営支援金交付事業、緊急地域経済対策事業補助金、中小企業等利子及び保証料支援事業等様々な支援事業を行い、国、道の緊急経済対策と密接な連携を図りながら徹底した感染拡大防止策に取り組んでこられたと思います。町として、甚大な影響を受けている社会経済活動の維持、継続を図るため、様々な支援対策を進めてまいりましたが、今後事態の状況変化に応じて、より強靱な社会経済活動の拡大に取り組むに当たり、町内商工業等の

回復に向けた道筋は町民、町内事業者との共有と連携が必要と考えます。引き続き切れ目のない対策を講じ、森町の活性化を図るべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

また、今回も前回同様新型コロナウイルスの拡散防止のために自席で答弁をさせていただけますので、ご理解をお願いいたします。

お答えします。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済支援策につきましては、どのような事業が町内経済に有効的なのかを関係者などと協議しながら、これまでもりまち応援券発行事業、中小企業等の利子及び保証料支援事業、また森町緊急経営支援金交付事業、森町農漁業経営支援金交付事業などの様々な支援策を実施しております。

今後の対応策としましては、先日開催されました全員協議会の中で提案しましたもりまち応援券発行事業第2弾などの各種対策事業を議会の承認をいただき、実施する予定であります。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大が長期化されることが予想されるため、今後も町内経済情勢を注視し、現状に即した切れ目のない対策を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 再質問させていただきます。

国内の経済は、感染症が発生する以前に戻るまでには、専門家の中には少なくとも4年から5年程度かかるのではと話される専門家もいます。町としても様々な支援事業に取り組んでおられますが、状況を見据えてのことですが、その先の社会経済活動の展開を活発にするためにも、町長も前回進めてまいりましたオール森町の業者で竣工されました教育施設と公共事業を森町業者を主体として推進し、今後推進されると思われる森地区の幼保育、教育関係、町内施設等の老朽化も含め、総合的に整備計画など進め、森町の業者をさらに主体とし、推進していくことで町の経済活動は前進できるのではと考えますが、町長のお考えをお聞きます。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

私これまでも、特殊な事業は別にいたしまして、基本的には森町内の事業主、事業者を中心とした政策の実行を行ってまいりました。そういったことで、これは直接的にコロナ感染対策に直接関わる、間接的になるかもしれませんが、趣が違いますけれども、今後取り組んでいく予定の森幼稚園や保育所、そして公民館や図書館など、社会資本整備などの公共工事をオール森町で森町の町内の事業者で施工していただきたい。これを基本的に取り組むことによって新型コロナウイルスによって疲弊した経済の底上げにつながっていくと、そういうふうに考えております。今後も基本に忠実に、地元を中心にこれから取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 再々質問させていただきます。

町経済の停滞を最小限に抑え、事業継続、進展に最大限町内事業者と連携を図り、感染症対策、経済対策、アフターコロナ対策等、先を見据えた取組を構築し、段階的に町民が安心、安全な環境を営めるよう政策を推進していくことが急務であると考えますが、再度町長のお考えをお聞きします。

○町長（梶谷恵造君） 再々にお答えします。

先ほどと中身少し重複するかもしれませんが、議員ご提言のように、恐らくこの新型コロナウイルスは全く姿を消すということはないと私も考えております。早くても二、三年、遅ければもっといろいろな影響が出てくるのは当然だと思っております。先般行政報告でも報告させていただきましたけれども、10月に今度森国保病院において抗原検査を実施できる状況になってくると。100%確実に分かるわけではありませんけれども、そういった医療体制をまた整えていきながら、町内の経済やそういったところが切れ目のないように、そして先ほども申し上げましたように、もりまち応援券第2弾、これは議会の承認を得られれば、恐らく11月以降の執行になると思っておりますので、11月、12月、暮れにかけて、そしてまた年が明ける、その辺までにかけて地元の経済の底上げにつながってくれば、来春あたりになるとウイルス対策のワクチンや治療薬が開発、そろそろ見えてくる頃かなと期待をしているところです。そのようにつながっていくことで何とか地元の経済の底上げつながり、商店やいろんな業界が継続してまた町をつくっていってくれると、そのように信じております。これからもいろいろと町内の状況をつぶさに注視しながら対策を打っていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町経済産業対策についてを終わります。

以上で議席4番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、2、公立学校施設の早期の耐震化完了について、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） 1点質問させていただきます。

公立学校施設の早期の耐震化完了についてということでございます。現在森町小中学校の耐震化率は83.3%で、渡島管内11市町村中10位でございます。非常に低い状況下にあります。全道平均は97.3%ということでございます。文科省は、2015年、平成27年度まで耐震化率100%を目指しておりましたが、いまだ未実施の市町村が多く、先月耐震化率100%を目指して早期の耐震化完了を要請する通知を出しております。我が森町は、補助を受けるため、地震防災対策特別措置法に基づく地震災害緊急事業5か年計画を提出しております。これに従って事業の推進を図っているところであると思っております。

構造体の耐震化を完了しない設置者、自治体は、耐震化が完了するまで学校施設整備に係る他の補助金は対象とされないことになっていると承知しております。あくまでも調査の結果、やる、やらないはI s値が0.7以上でなければ耐震化は必要なく、この調査が実施

されなければ判断がつかないので、早急に対応すべきであると私は考えます。児童生徒たちの健全なる教育習得の場でもあり、各学校施設を震度5強の地震でも倒壊しない基準を満たすべきであると思料いたしております。この計画に基づいて耐震化事業を実施すると、国庫補助金2分の1、町債、これは過疎債でございますが、100%、そのうちの70%が交付税算入されると、相当高い財源補填になって、有利な財源が使用可能となります。

森町として耐震化の完了していない尾白内小学校及び駒ヶ岳小学校について今後どのような対応、施策を図り、耐震化完了に向け取り組んでいくのか、教育長の所見をお伺いいたします。

○教育長（増川正志君） お答えします。

学校施設は、子供たちの学習の場であり、災害発生時には避難所にもなることから、その安全性の確保は極めて重要であると認識しております。これまで森中学校、砂原中学校の構造体の耐震化、さわら小学校つり天井の撤去、さわら幼稚園の改築など、町の財政や町全体の施策を鑑みながら学校施設の耐震化を進めてきたところであります。

耐震化完了を目指すために、本年3月会議に尾白内小学校耐震診断予算を計上いたしました。が、否決され、耐震化はもとより学校の老朽化に対応した改修事業計画にも支障が生じていることは議員ご指摘のとおりであります。現在新型コロナウイルス感染防止に努めながら地域の団体との意見交換を進めているところであり、耐震診断工程を見据えつつ、尾白内小学校耐震診断予算を計上して耐震診断を行い、その診断結果を基に地域と共に耐震化改修等を進めてまいります。駒ヶ岳小学校につきましては、尾白内小学校の耐震診断と並行して、これからの駒ヶ岳小学校の在り方を学校施設の長寿命化計画を基に地域と意見交換をしながら、耐震化の完了に向けて進めてまいります。

文部科学省では、学校施設の構造体の耐震化が完了していない設置者については補助事業の採択を行わないという厳しい姿勢を示していることから、学校施設の耐震化完了に一刻も早く取り組み、国の補助事業を活用して老朽化した学校施設の改修事業を進め、子供たちの安全確保に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 耐震化完了、終了しない限りは何もできないわけでございますから、教育長の答弁のように耐震化完了を行って、基準をクリアした上で早く国の補助事業を活用し、大事な児童生徒の教育現場の改修事業を行うべきであると、私はそう思っております。

先般の総務省の判断は、全国で73%の町村が過疎指定を受けているということは少し異常であると、今後は見直しもあり得るとの見解がありました。多分コロナウイルスの影響で国の財源も相当厳しさを増してきておりまして、それらを踏まえたと見直しは極めて高いのではないかなというふうに思われます。森町も財政的には裕福ではございません。有利な財源等のあるうちに早めに耐震化の回収を進めてほしいなど、そういうふうに思っ

おります。

今後大口の森小学校、砂原中学校があることでしょう。これらを町単独の事業で執行するとなれば、財政的には不可能に近いと思っております。これらは有利な補助事業、または起債事業を使用しまして早めに行うべきであろうと私は思っております。また、改修工事等を行う場合には、教育長も申し上げておりましたとおり、地域の父母や関係団体と共に膝を交えて十分な意見交換をした上で、お互い理解した上で進めていただきたいなど、こういうふうに思っております。意見がかみ合わない場合に進みますと、前回は例がありますように後でトラブルになりかねないということになりますので、事業推進には慎重を期して取り扱っていただければなど、そして進めていただきたいというふうに思っております。

教育長、いかがでしょうか。

○教育長（増川正志君） 再質問にお答えいたします。

学校施設の耐震化、または老朽した学校施設の改修工事を進めるためには、やはり国の有利な財源を活用することは必要不可欠なことであるというふうにして考えております。その有利な財源を確保するためには、耐震化未実施の学校施設の耐震診断等を行って、そして町全体としての学校施設の耐震化完了計画を文科省に示して、そこが前提となって次につながるというふうにして考えておりますので、まずは耐震化未実施の学校施設の耐震診断を行い、そして次につなげて改修工事に進めてまいりたいと思っておりますが、その節目節目においては保護者や地域の方々の意見や要望に丁寧に向き合いながら、トラブルのないように進めてまいりたいというふうにして考えております。

また、議員がおっしゃった森中学校、砂原中学校についてですけれども、長寿命化、改修等が必要でありますから、学校施設のこれからの在り方だとか改修の方向性については保護者、地域の方々と十分に意見交換を行いながら慎重に、かつまた計画的に進めてまいりたいと考えているところであります。ご理解お願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 公立学校施設の早期の耐震化完了についてを終わります。

以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、3、新型コロナウイルス対策について、議席9番、河野文彦君の質問を行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして質問させていただきます。

新型コロナウイルス対策についてです。新型コロナウイルス感染拡大の第1波が徐々に鎮静化し、感染拡大阻止に向けた様々な措置や緊急事態宣言が解除されました。感染拡大を防ぎながら経済活動の再開を段階的に図る出口戦略を模索してきたところでありましたが、ここにきて感染拡大の第2波が広がっている状況と言わざるを得ないと思われまます。仮に感染拡大が収束しても、私たちの社会生活や経済活動が完全に元どおりになるには相当の長い年月が必要であり、ウイルスによる感染症が引き起こすパンデミックによる甚大なリスクが浮き彫りとなった今、様々な秩序が大きく変化してしまうのが予想され、今ま

で以上に柔軟性のある支援策が長期的に求められます。

森町においても2月頃から経済活動に与える影響が徐々に見られ、北海道の緊急事態宣言に伴い、不要不急の外出自粛要請から飲食産業を中心に影響が拡大する中、3月会議にて森町独自の支援策の必要性を訴えた緊急質問をさせていただきましたが、2月25日に新型コロナウイルス対策委員会を発足し、様々な対策を練っているとの町長の答弁の中で、町としては直接的な金銭の支援はできません。はっきり言います。これに対してはいろいろな地方自治法で決められていることですからとの発言がありました。結果的に森町独自の支援策として町内事業者へ最大30万円の現金給付、農業者、漁業者への10万円の現金給付という支援策が実行され、事業主として経済活動継続の大きなバックアップとなりましたとの声が聞かれる中で、町長の発言と実行された支援策が大きく乖離している状況であります。

今後も新型コロナウイルス感染拡大、収束を繰り返すことが予想され、決定的なワクチンが開発されるまでは再度緊急事態宣言が発令され、外出自粛要請が出されるのではと警戒する中、現金給付を含めた様々な生活支援策、経済支援策が今まで以上に必要と思われませんが、行政運営の根幹である地方自治法に抵触するようなことはあってはならず、最大限留意することも求められますので、町長の見解を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

令和2年3月会議における緊急質問については、資金繰りに関する質問と捉え、個々の事業者に対して経営維持のための運転資金を町が直接貸し付けることはできないとの回答をしております。また、国や北海道において有利な貸付け制度が2月に創設されており、その情報を資金繰りを検討している町内事業者へ早急に周知徹底を図ったこともそのとき説明したところです。森町緊急経営支援金交付事業につきましては、国や北海道の補助政策を参考にしまして、町独自の支援策として実施したものであり、運転資金とは性質の異なる支援金です。今後も経済情勢を注視し、必要な対策を継続的に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（河野文彦君） 3月会議の時点では資金繰りの支援だと思って、できないというような答弁をしたというふうに僕は今認識したのですけれども、3月会議の時点でいろいろな自治体がいっぱい支援策を出される中で、飲食関連の方々も現金をくれとか、そういう直接的な支援の要望というのはなかったと思うのです。結果的には企業継続のための資金繰りの支援というようなところに行き着くのかなというふうには思うのですけれども、3月の時点でできないというような答弁ではなくて、僕はこの時点で、それこそ地方自治法に抵触することは絶対あってはならないと思いますけれども、いろいろなケースを想定して、前もってでもいろいろな支援の方法というのを考えていってほしかったなというところなのです。

結果的に町内事業者に現金の給付、これも要は資金繰りの支援と言っても過言ではないと思うのですよ、正直言って。そういう中で、もっと早く手を打って、いろんなケースを想定しながら支援というものを打ち出してほしいなというふうに思うのですけれども、その辺もう一度お話を聞けたらと思います。お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

議員のお考えでは、多少のお金でも資金繰りの一部だと、そういうふうに捉えられているように今ご質問を聞いて私理解いたしました。それぞれ捉え方は別で、そしてまた本当に少ない額ではありましたけれども、緊急支援金によって事業の継続につながったと思っておいでのそういう事業者さんがおられたのであれば、それはそれでよかったなど、そういうふうに私感じておるところです。大変効果があったと、そういうふうに思います。

また、新型コロナウイルスの感染者が発生した時点において2月25日に対策本部は立ち上げましたけれども、それ以前からもう既に商工労働観光課や水産課、その他農林課など関係課とは、どういう救済事業があるのだと、そういうことはすぐに指示を出して取り組んでおりましたので、まず運転資金につきましては、会社を経営するというのは経営者としての経験があれば皆さんお分かりだと思いますけれども、一体これがいつまで続くのだと、まず見通しを考えなければいけないと思います。その時点で、必要な運転資金を幾ら確保しなければならない。そういったことから、一番最初に走るのは金融機関です。役場ではない。自治体ではないです。自治体、どうしてもいろんな手続や議会の承認やらが必要で、すぐ本当にフットワークが軽くできるのは金融機関に走り、運転資金を確保するというのがまず第一だと、それは以前の緊急質問や3月の一般質問でも私答えさせていただきました。

それをいち早くその情報を、セーフティーネットがもう既に立ち上がっているよということで経済団体、また商工会議所や商工会、そういったところから事業者さんにいち早く伝えていただきたいということで、すぐ指令を出しております。それを敏感に感じ取っていただけないと困るのですけれども、すぐ動き出して運転資金の確保に早急につながったというところもたくさんございました。また、ちょっと時間を置いてから行ったら、政策金融公庫、個人名、これは出してもいいのかなと思いますけれども、そういうところに申し込んでも3か月から5か月もかかると。でも、出しておかないと借入れできないわけですから、その間に何とか資金をつないでやりくりをしながらいくと。

町では、そのときに経済効果を発揮するのに何がいいかなと考えたときに、飲食券と買物券を発行させていただきました。これは、議会の皆さんの了解も得て、町の中では何とかこの8月いっぱい、先月8月の末で完了しましたけれども、今まで6月、7月にこんなに売上げがあった年はないというぐらい言われていましたので、逆に3月、4月、春のいろいろと大変だった時期の補填にはつながったのではないかなと思います。そこは、私は本当に経済対策の最たる、よかったなというふうに考えております。次回も同じような、少し額を増やした形で今回提案させていただいておりますから、先ほどの質問のお答えと

ちょっと重複するかもしれませんが、そういった経済効果と、まだ今、最近の新聞等でも皆さん御存じのように旅行関係、ホテル、旅館関係がなかなか大変な思いをされている。そういったところに今後何かいい対策がないかということも捉えながら、そしてそれ以外にほかになかなか上を向いてこない、そういったところも含めて、当然教育委員会とも同じく連携を取りながら進めていきたいと、そういうふう考えております。

これは、まだまだ来年になってもいろんな状況、対策は考えていかなければならないと、そういうふう考えておりますので、その点のご理解をいただきながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（河野文彦君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 新型コロナウイルス対策についてを終わります。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、4、交通難民、買物難民を出さない対策について、議席15番、斉藤優香君の質問を行います。

○15番（斉藤優香君） 通告に従いまして質問させていただきます。

交通難民、買物難民を出さない対策について。本年度の予算でようやく地方公共交通整備計画策定の事業が始まりました。計画策定は2か年計画で、1,000万円の予算の事業です。同時に森町地域公共交通会議も設置されましたが、どちらも進捗状況が見えません。公共交通整備については、森町議会で多くの議員から様々な提起を以前からいたしてまいりましたので、動き出したことで町民も整備される日を心待ちにしていると思います。

しかしながら、民間企業だけでは地域の交通を支え切れなくなりました。7月1日から函館バスの砂原線、濁川線が減便となり、濁川線は1日1便、朝7時台と夕方18時台に到着する便だけになりました。まして土日祝日は運休です。これでは通院治療、買物、通学など普通の生活に支障が出ます。高齢化も進み、運転免許の返納にも影響が出ると思います。また、濁川は古くから湯治場として親しまれてきた森町が誇る温泉地のはずです。そこに車のない人は行けなくなれば、町にとっても大きな損失になります。

2年後にはそれぞれの地域に合った公共交通が整備されますが、今不便になった地域を救済するためにスクールバスを活用するとか、実証運行するとか、2年後の地域公共交通整備計画策定の結果を待って動き出すのではなく、知恵を出し合い、交通難民、買物難民を出さない具体的な取組をしていただきたいと思います。町長の所見をお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

地域の実情に応じた経済的で利用者の利便性に配慮した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、森町地域公共交通会議を設置し、去る8月3日に第1回目が開催されました。この会議の中で、町民の生活に必要な不可欠な森町全体の地域公共交通ネットワークの形成と新たな地域公共交通の導入を見据えた計画を策定いたします。その基礎となる町民アンケート調査、JRやバスの乗降調査、住民意見交換会、各関係機関へのヒアリ

ングなど、利用実態及びニーズ調査を進め、課題の整理、対応並びによりよい公共交通の運行内容を目指し、総合的に考え、進めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（斉藤優香君） 再質問します。

8月3日に会議が行われたことがホームページに載ったのが26日だったので、一般質問に間に合わなくて、こういう書き方になってしまったのですが、9月の広報に載りまして、動き出したということが分かりましたので、安心しております。

私、今回令和4年に新しいすばらしい公共交通の手段ができることになるとは思いますが、今新しく交通手段をどうにかしてほしいというのではなく、現在走っているスクールバスを利用して町民が安定した日常を送れるようにしてほしいと思っています。現在濁川線は、利用されているある方は朝7時に濁川を出て、病院や用事を足して、済ませた後はバスの待合室で6時まで待っているそうです。5時間ぐらひは待つことになるのでしょうか。ましてこれからは冬になります。この不便さは想像もつきません。また、利用者が少ない、利用しないから減便もしくは廃止になるのだと言われますが、以前町長は町民の移動手段として生活路線バスが安価に利用されていると答弁されていますが、自家用車を維持することから見れば安価となるかもしれませんが、片道700円、往復で1,400円のバス賃が安価だとは思えません。病院や買物、まして土日祝日が運休であれば、町内のイベントにも気軽に行くことができないように私は思います。

今回スクールバスを活用するといっても、函館バスと朝夕は同じ時間帯なので、下校便の1便、3時か4時の森中学校を出発する、それを利用してはどうかということです。通常でも47人乗りに26名の利用なので、空きもあり、部活動の子は乗らないので、さらに空きがあります。そして、この森中7号車はへき地児童生徒援助費等補助金を活用して購入しているので、目的外使用する場合は住民利用に関する承認要領に沿った手続をすれば乗車が可能になり、まして無償運行の場合は平成14年の規制緩和により道路運送法上の諸手続、届出も不要、有償でも手続で可能になります。令和4年までに新しい交通手段ができるまでの暫定措置としてでもこのスクールバスを活用して、スクールバスを活用している市町村はたくさんあるので、ぜひ検討していただきたいと思います。町長の所見をお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

バスの減便や今現在いるJR北海道が利用度の少ない駅をなくしたりだとかいろいろ、利用率が低いからですとか、それからまた今回のバスに関してはもう一点、運転手の確保が大変だということでローテーションが組めないと、そういったことも理由の一つだというふうに函バスさんのほうからは伺っております。利用度が低いからといっても、やはり利用されている方の利便性、使っている方も中にはいらっしゃいますから、その辺はいろいろと町のほうでも心配しながら、何とかそれをうまく、その方々が生活に不自由をしな

いために、そういったことも含めて、今回の地域公共交通会議を立ち上げて本当に中身を、乗りたいところ、それから行きたいところ、当然また行きたい時間帯もある。それから、帰り時間帯にちょうど何がしかのバスだったり、違う乗り物だったりがあれば非常に皆さん生活に不自由しない。そして、今は80歳以上の方々などには福祉タクシー券提供させていただいておりますけれども、これについても以前はただのタクシーだけだった。私の代になってからバスにも活用できるということで、遠いところから移動される方には非常に感謝されている状況です。もっともっと増やせれば、潤沢な予算があればもっともっと増やしながらサービスを広げていきたいところですが、高齢者が増えていっているのも事実で、なかなか全体予算の中では今現状を維持するしかできないなど、そういう感じの中で、もっともっと利便性のある交通ネットワークができないかということで今回会議が始まっております。

その中で、2年間かけて一応こういう形を提案するのですが、その後すぐ乗れるということにはなりませんので、その辺はご理解いただきたいなど、そういうふうに思っております。具体的に進めるには、さらに国土交通省ですとか、そういう省庁の認可やいろいろなところが出てまいります。ですから、その中で議員提案のスクールバスの活用というのがあるのですが、スクールバスにつきましては、議員も理解されているように、補助金を利用されていて、そして利用限度がございます。これは、例えば子供たちを乗せるために補助をいただいて購入しているという、そういう制限がございますので、その子供たちが乗る車両に不特定多数の一般の方々が乗り込むと、これで安全の確保が本当にできるのか、そういうところがきちんと担保が必要になってくると、そういうふうに思います。

そしてまた、時間帯も利用されたい方々の時間帯に合うのかどうか、スクールバスも朝早いです。また、帰りが時間帯がずれている場合もございます。たまたま合ったとしても、そこにきちんと生徒の安全を確保して、そして運行できるかとか、またそれをする事によって補助金の返納というのが出てまいります。各地域でやむなくスクールバスを活用されている自治体は、補助金を全て返納しています。そこでやっぱり町にも負担が多くなってまいります。いろんなそういう理由をきちんと中身を検討するのも公共交通の中で必要な題材なのです。課題なのです。地域公共交通会議の中の委員としては、PTAの連合会長にも参加していただいていますから、そういったことを保護者の親御さんのご意見だとか、いろんな意見を聞きながら、そして形をつくっていかねばならない、そういうふうに思っております。

町民の利便性の向上については、町として責任ある政策の取組だと、そういうふうに思っております。今後もいろんなアイデア、それからまた今はもっともっと自動運転ですとか、将来的に非常に期待の持てる、そういう移動手段も出てきていますから、そういうことも見据えながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（斉藤優香君） 2年後、その先、またその先の自動運転とか、そういうことはきちっとやっていただければいいと思うのですけれども、私が言っているのは今困っている人たちがいるということです。

それと、あとスクールバスなのですけれども、これは調べていただければ分かると思うのですが、先ほども言いましたが、目的外使用する場合、住民の利用に関するということで大分緩くなって、使えると思いますので、もう一度調べていただきたい。

そして、地域公共交通整備計画策定中ですが、ほかの町村では同時に実証実験を行いながらということも多いです。森町では令和4年以降にならないと動き出さないというのであれば、以前町長も答弁で近隣地域の公共事業の情報収集、管内で地域公共交通会議を設置している市町村の事例などの収集に努めると言っています。今回の森町地域公共交通会議の中でもそういう資料の提出はあるのかということ質問された方もいるようです。今こそその収集されたものを活用し、また他町村の実行しているものを、実際にもう運行しているところも多いので、見てきて、聞いてみて、大事なことだと思います。そして、その先よりよいものをつくるために実証運行して、本格運行につなげる方法もあると私は思います。

国土交通省も運送資源の総動員による移動手段の確保をして、地域に最適な旅客運送サービスの継続と言っています。スクールバスは10路線、ほぼ毎日運行されています。また、濁川は保育所閉所後の幼児の送迎車も別の保育所まで月から土まで運行しています。地域住民の移動利便性の向上、車両の効率的な運用、運行経費の抑制、地域コミュニティの活性化など様々な効果があるので、ぜひ活用して町民の安心、安全の日常を守っていただきたいと思います。

また、町長の答弁ですが、こうも答えていらっしゃると思います。ただ大がかりに組織をつかって、ただ会議を開くだけが、それが大事ではなく、本当に必要なところにバスを走らせてあげる、もしくは行きたいところにバス停を移動させてあげる、こういうことが大事なのかな、そのように思いますと答弁されています。まさに私もそのとおりでと思います。ぜひやっていただきたいのですけれども、町長にお伺いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

議員の熱い思いは非常によく分かりました。ただ、手続を踏んでスクールバスに町民の方を乗せることというのはできるのですけれども、そこに至るまでには生徒、保護者、そ

ういった方々の理解が必要です。それと、私以前にいろいろと答弁させていただいておりますけれども、必要ならバス停を移動したり、そういうこともこれまでもしてまいりました。皆さん、町民の利便性に対して対応するというのは町の当然の義務だからです。もちろんいろいろな実証実験などは、当然交通会議の中でここは具体的に調査をするべきだと、そういう内容の下で進めていくのが普通のやり方でございます、これはこの中でも恐らく取り組まれてくる場面があると、そのように考えます。

そしてまた、いろいろと地域の町の地形によってもそういう運行がスムーズに1か所だけでできる場合もあるし、我が町のように3方向に分かれたり、いろいろと複雑な地形の場合にはそれもどういうふうにするのかというのもその会議の中で進めていくべきかなと、そのように思っております。

それと、一部地域のことだけを考えるのではなく、当然困っている場合には何がしかの対応はこれまでもしてまいりました。先ほど質問に出てまいりました保育所の送迎についても、そのとおりです。町としては町全体のことを考えて配慮して取り組まなければ、一部地域だけが乗れる、違うところは乗れないと、こういうことはやっぱり不公平、あってはならないことだと、そういうふうを考えます。全体のことを考えて今後も取り組み、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 交通難民、買物難民を出さない対策についてを終わります。

以上で議席15番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、5、行政の広報活動について、議席11番、檀上美緒子君の質問を行います。

○11番（檀上美緒子君） 行政の広報活動について質問いたします。

現代において様々な情報源、情報伝達手段がありますが、町民の皆さんへとりわけ町政や暮らしに関わる的確な情報をお知らせすることは、行政としてとても重要な役割を担っています。緊急であれば行政防災無線、速さであればホームページ、じっくり詳細に見るなら広報紙やチラシなどが取り組まれている広報活動かと思っております。その広報活動において幾つかの問題点を指摘し、ぜひ見直し、改善を求めるものです。

まず、今年の広報もりまち4月号に、函館バス濁川線の土日祝日の廃止、砂原線の土日祝日の減便が4月1日から行われることが記載されています。そして、7月号に、函館バス濁川線、砂原線の平日の減便が7月1日から行われることを記載しています。もちろんバス停や営業所には事前に変更の貼り紙はありましたが、町民や住民が目当たりしたのはこの広報が初めてという方が多かったのではないのでしょうか。利用者がいなかったり少ない中、函館バスには年間800万円の生活路線維持の補助金を出して運行している路線の廃止や減便にもかかわらず、事前に住民の意見を聞いたり、お知らせすることもなく、スタートしてから広報でお知らせするのはあまりにも住民を無視したやり方ではありませんか。

2点目は、去年の広報もりまち11月号に平成30年度決算の概要が4ページにわたって記

載されましたが、この決算が議会で不認定になったことは一切触れられていません。また、この一般質問の提出時の状況なのですけれども、今年の7月号にも8月号にも今年の6月に町として気候非常事態宣言をしたにもかかわらず、一切記載なく、ホームページにも載っていませんでした。北海道で最初の宣言自治体なの입니다。住民生活に直結する情報や町政の基本姿勢に関わる案件は、適宜広報、啓発することは行政の責任においてするべきではありませんか。

町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

町では、町民の皆様に対し、生活に関わりの深い行政情報や催しなどを広報紙や公式ホームページ、緊急を要する場合には防災行政無線を活用し、お知らせしております。お知らせする情報につきましては多種多様にわたっていることから、内容を的確に捉え、提供できる時期なども踏まえ、発信するよう努めております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） あまりにもひどい答弁で、啞然とするわけですが、適宜行われている状況にはないという指摘に対して、何ら答えていません。特に1点目の4月1日から実施される内容について4月発行の広報紙でお知らせする。7月1日から実施される内容を7月号でお知らせする。先ほどの斉藤議員の質問との関連もありますけれども、住民生活に直結する問題ですよ。しかも、このバスというのは、先ほどの質問でも触れましたけれども、補助金を町が出して、そして住民の足を確保するという形で運営されている路線なわけです。その路線の廃止や減便に関わって、地域住民の方に事前にこういう状況になるおそれがあるということ、そして率直にその対応策も含めて、先ほど具体的にはスクールバスの問題が斉藤議員から出されましたけれども、そういう問題も含めて、こういう状況になるのだというような形で対応策も含めて7月1日なり4月1日を迎えるなら分かるのですけれども、それが一切なく、スタートしてから町民にお知らせするというのが適宜と言えると町長は答弁されるわけですか。その感覚は、私は許されないと思います。まず、1点目。

それと、もう一つ、2つ目にも言っています。それと、気候非常事態宣言については、6月9日に議会で議決されて、町長がその場で宣言を発表され、そしてその日に告示されたという状況なのですけれども、町民に知らされたのは今月号です。9月号で知らされました。そして、ホームページにも9月1日に初めて載りました。ですから、先ほど言ったように、これは提出した時点のことですと言ったのはそういうことなのです。6月9日に議会で決議され、そして町長がその場で宣言をされたにもかかわらず、2か月置いて9月に町民の皆さんにはお知らせすると。

そしてまた、もう一つ、最も許せないのは、去年の決算の部分です。今まさに1年前のことですよ、今年が9月ですから。その決算の報告に関して、その決算が議会で不認定

になっているという事実については一切触れられていないわけです。ということは、不都合な内容については町民にはお知らせしないというような姿勢なのかと疑わざるを得ないわけなのです。適宜という問題、それから併せて内容が町にとって不利益というか、不都合なであれば町民にあえてお知らせする必要はないというような考え方を認めるというような答弁にしか、先ほどの答弁は聞こえてくるわけです。

この不都合な問題として、言わばまさしくグリーンピア問題も同様なわけです。一切町民には知らされていません。売却した2017年の1月号の広報紙で売却の経過ということで広報でお知らせしましたが、それ以降は一切触れられていないわけです。議会に関わっても、このたび町の見解が全く変わってしまったことも議会に対してさえも報告がされていないわけです。ですから、不認定が載せられないという、触れられないということは町にとって不都合な情報は町民には知らせる必要がないと。そして、適宜という中身についても、スタートしてからでもいいのだというようなことを明言しているようにしか聞こえないのですけれども、いかがですか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

質問がいろいろといろんなところに波及されているようですけれども、町の広報紙につきましては編集の関係、議員も理解されているように編集の関係がございまして、なかなか、タイミングがずれるとどうしても一月以上遅れるということは多々ございます。その中でも、先ほどの議員の質問と重複いたしますけれども、そういったことでバスの減便についてはちょっと遅れました。しかし、これについても、例えば急ぐからといいながらも、防災無線を使って発信するところまでの情報ではないと、そういうふうに考えます。ですから、都合の悪いところを、またもう一つは、広報紙にもページ数の都合がございまして、これは予算をいただきながら執行しているところから、何ら都合が悪いから隠すとか、そういうことではございません。町民に必要な情報、本当に大切なこと、それから守っていただきたいことなどなど、いろんなことが掲載されますので、限られた予算の中で執行している状況です。

町広報紙につきましては、編集委員さんも町民の代表としており、その方々からも内容をもっと充実させて町民に喜ばれるような紙面にしたいということで取り組んでいただいております。これからも町の広報紙としては、正しい情報、そして必要な情報を掲載し、町民の皆さんに伝えていきたいと、そのように考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 端的に聞きます。そしたら、昨年11月の決算の概要を説明したときに、この決算が議会で不認定になったということは町民には知らせる必要がないという判断の下、載せなかったということなのか、紙面の都合で載せられなかったということなのか、まず明確にお答えいただきたいと思っております。

それと、私は問題なのは広報の編集方針が明確にされていないというのが一番の問題か

などというふうにして思います。というのは、ホームページについては規定がありますよね、載せる中身はこういうものを載せるとか、こういうものは載せられないとかというのがあるのですけれども、広報紙についてはそういう条例がないわけです。ですから、こういうものは載せるというような広報紙に関わってもきちんとした編集方針を明確にするということが必要だろうと思うのです。ですから、その条例化に関わっても考えていることがあればどうかということです。

それと、遅れたという事実ははっきりしているわけですが、函バスの問題です。これは、先ほどから言っているように補助金をもらっている路線バスですから、突然函バスのほうから間に合わないような状況の中で、4月1日から土日祝日廃止しますとか、減便しますとか、7月1日から減便しますとかと突然言われていることではないと思うのです。事前にそういう打診があるわけで、その時点でなぜ住民にきちんとこういう状況下にあると、それで困る状況があれば、それに代わる策として代替案としてこういうことが考えられないとか、何かご希望がありますとか、そういうような意見をきちんと聴取したりする中で、きちんと期日を間に合わせるような形でこういうふうになりますというお知らせをしていくというのが私は筋だろうと思うのです。もちろん編集時間がかかるのは分かりますけれども、先ほど言ったように気候非常事態宣言だって6月9日ですから、7月は無理であっても、でも可能だとは思っていますよ、私は7月であっても。だけれども、8月にも載らなかったのです。しかも、ホームページも9月1日なのです。そういう遅れがあるということに対して、私はやっぱりきちんと反省するべきだと思うのです。

そして、ちょっと的外れという話があったかもしれませんが、広がったという話があるかもしれませんが、都合悪かったという問題で言えば、決算書の報告がなかったということと併せてグリーンピアの問題も言いましたけれども、これだってきちんと町民に説明しなければならぬほどの転換なのですよ、町の態度の。その具体的中身はここでは言いませんけれども、そういう問題もきちんと町民にお知らせしないというのは、それこそこの問題については去年の9月議会で決算に関わって監査委員から指摘されたことでもあるのです。そして、不認定になった理由でもあるのです。にもかかわらず何も触れないということは、監査委員の意見に対しても議会の不認定に対しても、実効性がないから勝手に言わせておけとか、無視していいのだというような態度にしかこちらとしては受け取れないのです。そのくらいのことを町民にお知らせしていないということなのです。それは、私は非常に問題だと思うのです。

ですから、期日が遅れたこと、それから載せるべき内容がきちんと載っていないという、その事実を、私はやっぱり事実をきちんと認めて、これからそういうことのないように改めるとというのが町としての当然の姿勢だと思うのです。町長の答弁を聞いていると、それなりに適宜やっているのだし、ページ数の関係で載せたかったけれども、載せられなかったと、それは当たり前なこと、改善の余地はないみたいに聞こえてきて、何も改善策が取られない、取らなくていいのだとしか聞こえてこないのです、私には。

ですから、私の質問は、最初にも言いましたように、人間ですから間違いもあるし、失敗もあります。それはしょうがないことだと思うのです。だけれども、それは事実としてきちんと認めた上で、それをどう改善していくのか、どう改めていくのか、それが大事なことだと思うのです。ですから、行政にとっても広報活動にとっても、これは本当に大事な視点だと思うのです。それが私はこの間の森町の梶谷町政の中では一番弱点だと思っています。間違いは間違い、失敗は失敗として認めて、今後きちんと遅れないように出しますと、お知らせしなければならぬ内容についてはきちんとお知らせいたしますと、そして載せるべき内容についてきちんと条例化して、広報で町民にきちんとした情報が伝わるようにしていきますと、そういうような方向性を明確に打ち出していきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

議員のお考えについてはよく分かりました。私たちも必要な情報については随時提供しているつもりで考えてございます。その中で、先ほども申し上げましたけれども、情報は毎回たくさんあります。ほとんど載せていないところもたくさんありまして、やっぱりページ数が足りません、全てを載せるには。そういった関係では、先ほど議員の申し上げたように、いろいろなものが抜け落ちると。そして、決算につきましては、決算を報告する義務はあります。ですが、それが認定された、認定されないという部分を報告する義務というのはございません。町民については、何を一体どのぐらい費用を使ったのだと、この結果が大事な重要なことだと思っております。

そしてまた、先ほどおっしゃいました条例化、載せるためのきちんとした条例が必要ではないかと、これについては条例をつくるとか、そういうことではありません。その都度、その都度必要な情報というのは変化し、毎回変わったものもございまして、重要なものは載せる。基本的にはそれで通じるかなと、そのように思います。ですから、不都合なことは載せないとか、そういったことではございませんので、その点はきちんと、勘違いされないようお願いしたいと思います。

また、函バスについてですけれども、向こうも何とかこの路線を維持するために、今バスの運転手確保できないというのはこの二、三年非常に各業界では大変なことになっています。これも努力してきた。最後の最後まで休暇の調整や、そういうことをされて努力してきたけれども、とうとうぎりぎりまで調整してもどうしようもないということで、まずは口頭で町のほうに連絡を受けております。もうぎりぎりまでできておりますから、これはまずは利用される方に知らせることが一番大事です。それは、議員の考えと同じです。それから、何とかそのまま運行しようとしたけれども、最終的に駄目だったということは、これは理解してあげなければいけないなど、そういうふうにあります。

また、その欠落した部分を町で運行しようとしても、これは運転手確保できないことにはできない話です。そしてまた、費用にして800万円の補助金出している。実際にやるとしたら800万円では済みません。そういうことから、やはり函バスに支援を続けて、そして

何とかローテーションを変えていただくと。それから、今後必要なのは、先ほど申しましたけれども、交通会議の中で時間帯、行きたい時間帯、それから例えば病院に行きたいのであれば、待つ時間だとか、そういうものがないような、そういうアクセスがきちんとつながるような体系ができればいいかと、そのように私たちも考えており、そういったことを進めていくことが重要なことだと、そのように思っております。

今後も必要なもの、それから重要な事項、そして中身を吟味して、そして広報紙や防災無線、ホームページ、いろんなものを使って、そして町民に情報を発信していきたいと、そのように考えておりますことをお答えして再々質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 行政の広報活動についてを終わります。

以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

一般質問の途中でございますけれども、1時間経過しておりますので、コロナ対策のために10分ほど、11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、6、森町地域ブランドについて、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

森町地域ブランドについてということで、地域ブランドとは商品やサービスに地域性などを加えることで価値を高め、それが地域外の消費者などから評判を得ることによって地域全体のイメージ向上や地域活性化に結びつけるものと言われております。

森町においては、森町地域ブランド形成の取組を支援し、地域ブランドの適切な保護やブランド価値を高めるために、森町総合開発計画に基づき森町地域ブランドの促進を図っております。特に森町地域ブランド促進・検討委員会規程において、当委員会に地域ブランド保護のための商標登録制度の活用に関する事、森もりブランドの商品、料理、サービスの開発及び支援に関する事、地域資源を利用した商店街活性化に向けた支援に関する事、その他地域ブランドに関する事が付されております。また、森町地域ブランドを通じて町外に森町のよさをPRするなどのため、森町では30年度から地域おこし協力隊制度を導入しております。

それらの進捗状況と成果、そして今後の森町地域ブランドの推進の方策、特にアフターコロナを意識した方策についてお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

町では、地域全体の知名度と商品などの価値向上のため、地域ブランド推進の取組を行っております。地域ブランドを保護するための取組として商標登録制度を活用しており、

令和2年9月1日現在、7つの商標を登録しています。商標登録制度を利用している事業者数は30件、登録商品は63件となっております。地域おこし協力隊につきましては、平成30年度から採用を行い、現在2名の隊員が地域ブランドの推進を業務として実施しております。主な業務として、商標登録を行っているロゴマークの利用促進をはじめ、利用事業者の新規開拓や登録いただいた事業者及び商品の紹介を町公式ホームページにて行っているところです。

今後の地域ブランド推進につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行により参加予定のイベントなどが中止となるなど、従前のPRが難しい状況であることから、直接会場へ足を運ぶイベント等は状況をよく見極めて判断すべきと捉え、新たな対応としてオンライン化を積極的に検討すべきと考えるところです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） おおむねやっていることは了解いたしました。

それで、まず最初にホームページの活用なのですが、確かに今ホームページ見ると34件の森町ブランド化した商品があるわけです。これを見ていると、新しく地域おこし協力隊が入ってからその人たちがつくっているものというのは非常に分かりやすく、ほかにリンク張って、その商品のリンク、買うことができるものまでなっているわけです。ただ、それ以前につくられたものというのが全然そういうふうにはなっていない。今後まずその辺の更新を考えていく必要があると思うのですが、その辺まずどう考えているのかです。

さらに、地域ブランドの商標が7つあるという話で、そして実際に活用というのが63件あると言ったと思いますが、今後それを増やすための方策というのはどういう形で方策を進めているのか、増やすためのです。その辺のやり方というのは、ただ待っている。いろんな情報を集めなければならないわけです。商工業者を含めたいろんな地域活動なりをやっている人たちの情報をどう集めるかが非常に大事になってくるわけです。だから、そうなってくると、それを役場の中には集まってこないのだと私思うわけです。とすれば、町の中に出て行って、いろんな情報を集めていかなければならないと思います。その仕事というのは協力隊の2名の方にやってもらっているのか。どうも見ているとそうではないのではないかなという気がするわけですが、その辺どう考えているのかです。

それと、今年の新コロナの影響でイベント関係が全部中止になっています。そうなってくると、今後の来年度以降どうなるか分かりませんが、それに代わるものとしては何を考えているのか。森町の中でのイベントもあるわけですが、特に対外的な部分、今までは札幌とか東京でやっていたいろんなイベントに出ていたわけですね。だから、それがなくなると今後どういう対応策を考えていく、むしろ私はホームページをもっと活用するしかないのかなと思って、最初に申し上げましたように、ホームページでただそのものを紹介するのではなくて、どれだけそれを広く知らせることができるかといったら、その商品が持っている独自のホームページなり販売している先とリンクしていく必要があるわけ

です。町自体でそれはできないわけですよ。とすれば、それを積極的にどうホームページでオンラインで販売する体制を構築していくのかという支援が今後必要になってくると思うのですが、その辺どうお考えなのかお聞きします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、ホームページの更新についてですけれども、これは新しい商品などが増えてくるとその時点では徐々に更新されていく、そういうことだと思っておりますから、今増やしたりするのはうちの地域おこし協力隊が町の方々といろんなお話をさせていただきながら情報を収集して進めているところですが、今までの古いところ、古い商品についても今回2名の地域おこし協力隊がいろいろと取材をさせていただいて、その中でPRの仕方を変えていく、更新していくということでは準備を進めている段階です。本人たちは、新規の商品を自ら開発するということは今現在ではしておりません。地元で根差したときには、自分たちオリジナルの商品を開発していく、そういったことはしますが、今現在役場の職員としている間は町の方々の更新や新しくリニューアル、もしくは改善するといった、そういう方向で取り組ませていただいている状況です。

今後につきましては、いろんな町内に支援をしながら、それと売り方です。イベントが全く全国的に中止になっておりますから、今まで行っていたところに行くことができない。これ最初の答弁とも重複いたしますが、当然オンラインでの販売方法を考える。今現在の森町のホームページを使っているオンラインというのはなかなか難しいところがございますので、新たに町内全体の参加したい企業を集めながら、新しい販売するためのネット上の拠点と申しますか、そういうものもつくるために今計画して進めているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） オンライン上の販売を強化していくという話なのですが、そして協力隊の方が新しい商品開発とか、そういうのを今はやっていないのだという話があったのですが、9月号のあれを見ると、2名の報告会ができなかったから今回載せたわけでしょうけれども、これ見ていると2人とも定住を考えているわけですよ。それはすごいことだなと私思うわけですが、その中で、これを見ていると独自の展開しているわけです。当然町職員である拘束はされるのでしょうけれども、時間外のところでは相当活動をやられているというふうに見てとれるわけです。とすれば、そこを制限かけるという

よりも、それ自体をどうやって活用するのかということを考えていかなければならないのだとこれを見て思ったわけですが、その辺いかがなのですか。

そして、具体的に言ってというか、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で課題として、地域ブランドロゴマークの利用者及び直売イベント実施主体の安定的な確保と、受入れの関係者や町民の意識醸成等の面で遅れが出ているとかと課題として挙げられているわけですが、観光客については当然コロナの関係で期待できないわけです。とすれば、ますます自分のところにある資源をどうやって活用して、発掘して、町外にPRしていくかということが重要になってくるわけです。とすれば、今の外から入ってきた人たちの目をもってやるというのが大事なのかなというふうに思いますので、今後その辺の、1年なり1年半なりの任期しかあと残らないわけですから、それをどうやって今後積極的に活躍してもらえるかということを考えていただきたいと思います。

それと、森町地域ブランド形成に関して検討委員会規程というのがあって、この中に副町長が委員長になっているわけです。この中で実際この1年ないし2年以内にどの程度開催されているのか、そしてどういう議題が上がっているのかというのを、それだけ最後にお聞きして終わりたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

まず、何回も同じことを言っているような気もいたしますけれども、そこはご理解いただきながら、オンラインでの販売やいろんなものはこれからも商材の提供も含めてどんどん増やしていきたいと、そのように考えます。その中で、うちの今2名の地域おこし協力隊、最終的には自分たちが独立する考えを持っておりますので、非常に一生懸命努力されている。そして、今まであった袋の包装のデザインですとか、いろんなところもリニューアルをしてイメージアップを図っていただいているという点では、町としては非常に助かっていると思いますし、町内の事業主にもぜひそのようなアイデア、デザイン性の高さを活用されて、自分のところの商品のイメージアップ、売上げ増につなげていただきたいと、そのように思います。

そういう中で、町のまたさらに販売する、地方に発信する登録の方法といたしましては、今年からふるさと納税制度のサイトを2つ増やしまして、全部で3か所のサイトに商品を提案するというようにして、今鋭意進めているところでございますので、今まで町内のイベントやいろんな函館や札などであるイベントでビジネスをされてきた、そういう方々はそちらのほうに少しお考えを改めながら、そのサイトを大いに活用して自分のところの売上げ増、振興につなげていただきたいと、そのように考えております。

私からは以上です。

○副町長（木村浩二君） 検討委員会につきましては、私から答弁をいたします。

この委員会につきましては、平成20年11月10日、これに設置をしたところでございます。それ以降、積極的な活用はあまりなかったと言わざるを得ませんが、最後の検討委員会の開催につきましては平成21年2月、これが最後になっておりまして、その後は委員会の開

催はないということになってございます。これにつきましては、もう少しPRも含めて積極的な活用を促していきたいというところですが、今後におきましては地域おこし協力隊の活用もしながら、このブランド促進がもっと品数が増えるよう、また地域で活用されるような推進をしてみたいと考えてございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町地域ブランドについてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第8号 令和2年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町一般会計補正予算の第8回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億601万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ131億462万7,000円にしようとするものです。

繰越明許費の設定は第2表、地方債の補正は第3表に掲載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。歳入ですが、款11地方交付税は、補正財源として1,264万4,000円を普通交付税に求めようとするものです。

次に、款15国庫支出金、項1国庫負担金の131万1,000円は、未熟児医療費に対する国の負担分を計上するものです。

続いて、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金では、戸籍事務及び住民基本台帳事務に係るシステム整備費補助金として967万6,000円を計上しております。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として3億704万2,000円を計上し、各種事業に充

当しようとするものです。

同じく目2民生費国庫補助金では、学童保育施設における臨時休業時特別閉所加算分として子育て支援交付金166万4,000円を計上しております。また、子ども・子育て支援事業費補助金70万円は、幼児教育無償化に係る事務費分として交付されるものです。

同じく目5教育費国庫補助金では、節1小学校費補助金、節2中学校費補助金ともに公立学校情報通信機器整備費補助金を計上し、GIGAスクールサポーター配置事業及び学校からの遠隔学習機能強化事業に充当しようとするものです。また、学校保健特別対策事業費補助金は、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業及び感染症対策のためのマスク等の購入事業に充当しようとするものです。

次に、款16道支出金、項1道負担金の65万5,000円は、国庫同様、未熟児医療費に係る道の負担分を計上するものです。

続いて、10ページの項2道補助金、目2民生費補助金の258万4,000円は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を計上し、障がい福祉サービス施設、事業所及び保育所における感染症対策費に充当しようとするものです。

同じく目4農林水産業費補助金の160万円は、未来につなぐ森づくり推進事業補助金を増額計上するものです。

同じく目5商工費補助金の5,534万6,000円は、町内水産加工業者が実施する食品の海外輸出拡大、維持に向けた施設整備費に対し交付されるものです。

同じく目7教育費補助金の80万円は、幼稚園における感染症対策に充当しようとするものです。

続いて、項3委託金の5万7,000円は、国勢調査における感染症対策費の追加措置を受け、増額計上するものです。

次に、款17財産収入、項1財産運用収入は、森町企業版ふるさと応援基金の設置に伴い、運用利子を名目計上するものです。

続いて、項2財産売払収入の544万5,000円は、砂原地区町有林の間伐木売払い代金及び尾白内地区分収造林地内の風倒木販売分配金を計上しようとするものです。

次に、12ページの款18寄附金では、森町企業版ふるさと応援寄附金を名目計上するものです。

次に、款19繰入金の738万5,000円は、ふるさと応援基金を繰り入れ、各種事業に充当しようとするものです。

次に、款20繰越金の2,193万4,000円は、補正財源として計上しようとするものです。

次に、款21諸収入、項1学校給食収入は、給食費の減免に伴い、2,963万7,000円を減額しようとするものです。

続いて、項5雑入の137万8,000円は、未熟児医療費徴収金を計上しようとするものです。

次に、14ページの款22町債は、臨時財政対策債発行可能額の確定により、減額補正するものです。

次に、16ページをお開き願います。歳出についてご説明します。款1議会費は、会議録委託料の増額のほか、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、議会中継配信システムを整備しようとするものです。資料ナンバー8を提出しております。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11役務費は、職員採用試験における適性検査手数料を増額計上しようとするものです。また、節18負担金補助及び交付金は、負担金額の確定により増額計上しようとするものです。

同じく目2人事管理費は、防疫等作業手当を計上しようとするものです。

同じく目4財産管理費、節10需用費の65万円は、職員住宅給湯ボイラーのほか、町有施設の修繕料を計上するものです。また、節12委託料の17万円は、地域活性化施設横の支障木伐採に係る委託料を計上するものです。

同じく目5砂原支所費、節10需用費の11万円は、砂原支所正面玄関の床面を修繕しようとするものです。また、節13使用料及び賃借料の11万4,000円は、9月30日をもって指定金融機関による砂原支所派出業務が終了となり、支所職員により業務を継続するため、レジスターシステム借り上げ料を計上しようとするものです。

同じく目6企画費の2,000円は、森町企業版ふるさと応援基金の設置に伴い、名目計上した寄附金及び運用利子の積立金を計上するものです。

同じく目9防災対策費の932万円は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、町内各避難所における感染予防に必要な資材等を整備しようとするものです。資料ナンバー9を提出しております。

続いて、18ページの項3戸籍住民基本台帳費の1,363万4,000円は、法改正に伴い、戸籍総合システム及び住民基本台帳システムの改修をしようとするものです。

続いて、項5統計調査費の5万7,000円は、北海道からの委託金を受け、国勢調査時における感染症対策用品を購入しようとするものです。また、調査の一部を企業に委託するため、報酬を委託料に振り替えようとするものです。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計への繰出金を減額しようとするものです。

同じく目3社会福祉施設費の330万円は、砂原婦人会館既設井戸の老朽化による削井工事費を計上しようとするものです。資料ナンバー10を提出しております。

同じく目4老人福祉総務費の1,046万4,000円は、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

同じく目5障害者福祉費の54万8,000円は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、節10需用費ではマスク、フェースガード、飛沫感染対策パーティションを購入し、節17備品購入費ではWi-Fiフィルター、非接触型体温計、サーキュレーターを購入しようとするものです。

続いて、20ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節3職員手当の70万円は、幼児教育・保育の無償化事務に係る時間外勤務手当を計上し、子ども・子育て支援事業費

補助金の対象経費にしようとするものです。また、節18負担金補助及び交付金の166万4,000円は、学童保育施設における臨時休業時特別閉所加算分として補助金を交付しようとするものです。また、節22償還金利子及び割引料の18万5,000円は、令和元年度子ども・子育て支援交付金及び子育てのための施設等利用給付交付金の交付額確定による返還金を計上しております。

同じく目2保育所費、節4共済費の202万2,000円は、会計年度任用職員に係る健康保険、厚生年金保険を増額計上するものです。節10需用費の消耗品費は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、各保育所に感染予防対策用品を購入しようとするものです。また、修繕料では、尾白内保育所玄関タイルの剥離を修繕するほか、各保育所の小破修繕料を計上しております。節17備品購入費の88万5,000円は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、各保育所に空気清浄機を合計15台購入しようとするものです。

同じく目4障害児通所支援費の60万5,000円は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、あいあいクラブに感染予防対策用品を購入しようとするものです。節10需用費では、マスク、フェースガード、飛沫感染対策パーティション等の購入費、また節17備品購入費では非接触型体温計、サーキュレーターを購入費を計上しております。

同じく目6未熟児医療費の400万円は、申請件数、入院日数の増加により増額計上するものです。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費の6万3,000円は、蜂用防護服1着を購入しようとするものです。

続いて、目3予防費、節10需用費の91万9,000円、同じく目4保健事業費、節10需用費の6万8,000円は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、保健事業実施時の感染予防対策用品を購入するとともに、今後の感染予防対策のために衛生用品、消毒用品を購入しようとするものです。資料ナンバー10を提出しております。また、目3予防費、節12委託料と節18負担金補助及び交付金では、本年10月より新生児聴覚検査費用の全額助成を開始するため、実施医療機関との委託料及び償還払いの見込額を計上しようとするものです。資料ナンバー12を提出しております。

続いて、22ページの項2清掃費は、クリーンおしまとの専用回線に係るインターネット通信料を計上しようとするものです。

次に、款5労働費の1,349万4,000円は、冬期就労対策事業に係る委託料を計上しております。資料ナンバー13を提出しております。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費の9万9,000円は、農地台帳照合データの加工業務委託料を計上するものです。

同じく目2農業総務費の46万2,000円は、森川町の農林課所管書庫の屋根が倒木により破損したため、修繕をしようとするものです。

同じく目5農地費、節11役務費は、土地売買契約に係る収入印紙代を計上しようとする

ものです。また、節13使用料及び賃借料は、白川東部4号線沈砂池土砂の撤去に係る建設機械借り上げ料を計上しております。また、節18負担金補助及び交付金は、負担金額の確定により計上するものです。

同じく目6駒ヶ岳ダム管理費、節8旅費は、ダム管理主任技術者研修会に係る旅費を計上するものです。また、節13使用料及び賃借料は、支川用水路の漏水復旧に係る建設機械借り上げ料を計上しております。また、節18負担金補助及び交付金は、刈り払い機等の安全講習に係る負担金を計上するものです。

続いて、項2林業費、目1林業総務費の91万5,000円は、エゾシカ及びヒグマ駆除に係る巡回回数増加により、駆除報償金を増額計上するものです。

同じく目2林業振興費の424万2,000円は、燃料費のほか、未来につなぐ森づくり推進事業補助金、森林整備対策事業補助金、炭ずみまで地域材を使おう・もりだくさんプロジェクト補助金をそれぞれ増額計上するものです。

続いて、24ページの日4森林環境事業費の節7報償費から節15原材料費のうち45万円は、森林環境譲与税を活用し、森高校の授業において子供の発達を促す木のおもちゃの研究開発を実施しようとするものです。資料ナンバー14を提出しております。また、節7報償費の6万円及び節8旅費のうち19万9,000円につきましては、地域に合った低コスト木造公共施設について調査研究するため、専門家による協議会の開催経費を計上しようとするものです。また、節10需用費の修繕料15万円及び節17備品購入費の4万7,000円は、コネクトモリの小破修繕料及び電子レンジ等の備品を購入するものです。また、節12委託料では、ニッセイにつしんの森づくり協定に基づく埋木調査業務委託料を計上するものです。また、節24積立金は、森林環境事業の実施による事業費の増加に伴い、基金への積立金が減額となるものです。

続いて、項3水産業費の1,185万円は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、漁家と漁協の収入の向上のため、事業計画に基づき今年度実施する資源増大対策事業を支援しようとするものです。資料ナンバー15を提出しております。

次に、款7商工費、目1商工業振興費の節10需用費から次ページの節18負担金補助及び交付金までの事業費の合計1億6,343万1,000円は、森町に住所を有する町民に対し、1人につき1万円の商品券を交付し、地元消費の拡大を促し、地域経済の活性化を図ろうとするものです。資料ナンバー16を提出しております。また、節18負担金補助及び交付金では、町内の水産加工業者が実施する食品の海外輸出拡大、維持に向けた施設整備費に対する補助金として合わせて5,534万6,000円を町を経由して事業者へ交付するものです。資料ナンバー17を提出しております。

同じく目2観光費の2万8,000円は、「YOU・遊・もり」に設置する消火器を購入するものです。

次に、款8土木費、項1土木管理費、目2給水施設費の45万4,000円は、砂原東地区飲料水供給施設の着水流量計の修繕をしようとするものです。

続いて、項2道路橋梁費の237万5,000円は、主に町道の維持補修に係る建設機械借り上げ料及び原材料費を計上しようとするものです。

続いて、項3河川海岸費の130万7,000円は、河川排水施設等の埋塞土砂の除去に係る建設機械借り上げ料を計上しようとするものです。

続いて、28ページの項6住宅費の600万円は、町営住宅の小破修繕料を計上しようとするものです。

次に、款9消防費、目1常備消防費、節10需用費の565万7,000円は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、救急車両、消防施設及び隊員の感染防止対策として必要な物品を整備しようとするものです。なお、本事業のうち、リニューザブル感染衣50着分の購入費308万円は、明許繰越しをして令和3年度で執行しようとするものです。資料ナンバー18を提出しております。また、節17備品購入費の318万5,000円は、自動胸骨圧迫システムを整備しようとするものです。資料ナンバー19を提出しております。

同じく目3消防施設費の4,482万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策資材を装備した高規格救急自動車を更新整備しようとするものです。なお、本事業は、全額明許繰越しをして令和3年度で執行しようとするものです。資料ナンバー20を提出しております。

次に、款10教育費、項1教育総務費では、6月会議で議決をいただいた学校の臨時休業時に伴う学習等への支援事業に対して新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を充当し、財源内訳が変更となるものです。

続いて、30ページの項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の消耗品費399万円は、学校再開に伴う感染症対策、学習保障に係る支援として各小学校に保健対策用品を購入しようとするものです。また、修繕料の232万5,000円は、各小学校のボイラー部品の取替え修繕のほか、学校施設の小破修繕をしようとするものです。同じく節12委託料では、鷺ノ木小学校の支障木を剪定するため、28万円を計上し、また各小学校にICT技術者を配置する経費として345万円を計上しようとするものです。同じく節17備品購入費では、各小学校に顔認証サーモグラフィ16台を整備するため704万円を計上するものです。また、各小学校において遠隔学習を円滑に行うために使用するアイパッド用三脚とアップルペンシル、各69台を整備するため131万1,000円を計上するものです。また、学校再開に伴う感染症対策、学習保障に係る支援として、各小学校に保健対策備品を整備するため767万8,000円を計上するものです。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費の消耗品費52万9,000円は、学校再開に伴う感染症対策、学習保障に係る支援として各中学校に保健対策用品を購入しようとするものです。また、修繕料の89万8,000円は、各中学校施設の小破修繕をしようとするものです。同じく節12委託料では、各中学校にICT技術者を配置する経費として115万円を計上しようとするものです。同じく節17備品購入費では、各中学校に顔認証サーモグラフィ8台を整備するため352万円を計上するものです。また、各中学校において遠隔学習を円滑に行うために使用するアイパッド用三脚とアップルペンシル、各38台を整備するため

72万2,000円を計上するものです。また、学校再開に伴う感染症対策、学習保障に係る支援として各中学校に保健対策備品を整備するため281万3,000円を計上するものです。

続いて、項4幼稚園費の48万円は、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助金を活用し、節10需用費では各幼稚園に感染症対策用品を購入しようとするものです。また、節17備品購入費では、森幼稚園に空気清浄機5台を購入しようとするものです。

続いて、32ページの項5社会教育費、目1社会福祉総務費、節10需用費では、鷲ノ木遺跡公園会館の街灯1灯が強風により倒壊したため、修繕料12万5,000円を計上しております。また、節10、印刷製本費の減額と節12委託料の増額は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として成人式での集合写真の撮影を取りやめ、記念品としてフォトアルバムを制作しようとするものです。

同じく目2公民館費の49万5,000円は、砂原公民館の雨水配管の修繕料を計上しようとするものです。

同じく目3図書館費の147万3,000円のうち137万8,000円は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、図書滅菌機1台、サーキュレーター1台、扇風機2台を購入しようとするものです。資料ナンバー25を提出しております。また、石油ストーブ1台の購入費として9万5,000円を計上しております。

同じく目4文化財振興費の537万3,000円の減額は、本年度予定していた日本冷凍食品事業発祥100周年記念事業の中止に伴い、事業費を減額するものです。

続いて、項6保健体育費、目2体育施設費の79万5,000円は、サン・ビレッジ森の暖房機を修繕するほか、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、感染予防対策用品等を購入しようとするものです。資料ナンバー26を提出しております。

同じく目3学校給食費の56万7,000円は、調理員の通勤手当のほか、給食センター厨房機器の修繕料を増額計上しようとするものです。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、先行きが見えない様々な不安や経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和2年4月から令和3年3月分までの学校給食費2,963万7,000円を減免し、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を充当しようとするものです。資料ナンバー27を提出しております。

次に、34ページの款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書8ページからです。歳入歳出一括で行います。

○11番（檀上美緒子君） 24、25ページ、森林環境事業の部分なのですが、資料でいけば14ですか、ここの部分なのですが、森高校の子供の発達を促す木のおもちゃの研究開発にかなりの部分が予定されているわけなのですが、森高校の子供の発達を促す木のおもちゃの研究開発にかなりの部分が予定されているわけなのですが、「モノ・コト・ヒト」コネクトプロジェクトとの関係がどういうことになるのかというのがまず1点です、この事業が。そ

れと、おもちゃを作るということ、そして子供たちの遊んでいる様子も多分見学することなのかなというふうにして読んでいたのですけれども、作ったおもちゃをどうするのかということ、そして保育所との関わりというか、それがどういうふうな形で行われるのかという3点お願いいたします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、これにつきましては、コネクトモリを活用して打合せなどが行われる予定です。

あとは、おもちゃの関係につきましては、まず森幼稚園のほうに寄贈するというところで森幼稚園のほうとは調整をしております。全体的なスケジュールでいきますと、9月の後半に高校生にデザインをしてもらったものをプレゼンテーションを行いまして、10月の中旬ぐらいにその中でおもちゃを決定させていただきます。作製につきましては、町のほうが実績のある家具職人のほうに作図も含め委託をするのが1点、もう一点は、札幌の美専のほうに依頼をしておもちゃの制作をお願いいたします。12月の中旬ぐらいに幼稚園に木のおもちゃを提供して、子供たちの様子を観察をするという行為を行いまして、翌年1月に1年間通して子供の発達を促す木のおもちゃの発表会を行う予定で現在調整をしております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） すごく面白いというか、いい事業だなというふうに思ったのですけれども、これの発案というのは学校側からなのですか、それとも町側からの提案という形の事業なのでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、木製のおもちゃによってどんな影響を受けているのかということで、森高校の先生のほうが前任地である上ノ国高校でそういった取組を行ってございまして、ご相談受けたのは7月に森高のその先生から相談を受けまして、それであれば森林環境譲与税使ってそういう取組を今後も含め継続してやっていければということで相談に乗ったところです。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 30、31ページです。学校管理費の部分なのですからけれども、資料ナンバーでいくと21になりますが、学校再開に伴う感染症対策としての支援事業、小学校、中学校、それぞれ399万、それから中学校が529万ですか、そして備品購入としてそのほかの金額を合わせて1,501万が計上されているわけですからけれども、この中身なのですが、事業概要のところは校長の判断で迅速かつ柔軟に対応するようにということでこの予算配分がされているということなのです。だけれども、具体的にどういう中身なのかというのが一切分からないわけなのですからけれども、学校配分という形で児童数に相応した形で学校に配分されて、それぞれの学校が校長の判断で自由に迅速に活用するというふうな対応でこれが施行されるものなのかどうかというあたりご説明ください。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

本事業につきましては、国の補助事業でありまして、国より各学校、1校当たり事業費

の上限が200万円となっておりまして、森小学校におきましては児童数の関係から事業費が300万円の補助対象経費として事業として成り立っています。また、その事業費の2分の1が補助金として交付されるものでございまして、先ほどご質問あったように、学校配分で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 学校配分は児童数で配分されるということによろしいですか。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

事業概要としましては、今お話があったように児童数で配分かかっていますので、森小学校以外は200万円、森小学校につきましては300万円の事業費として配分いたします。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） それで、これはコロナ対策としてということなわけで、それぞれの校長の判断の下に教育委員会の承認みたいなものを得るという形になりますか。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

教育委員会としましては、補助事業でありますので、事業内容として適正かどうか判断した上で対応したいと思います。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 同じく資料ナンバー23です。備品購入の部分のサーモグラフィーの件なのですが、それぞれの学校配分というか、整備数が記されていて、児童数で若干の違いはあるのですけれども、児童数というよりは学校の状況というか、玄関の数がどうだとかというようなことも含めて配置、整備しているということなのですが、それにしても児童数の差がもう少し考えられてしかるべきではないかなと思うのです。極端な話、森小学校に4台ということは、1台につき90人だということですよ。それに対して濁川小学校は2台ということは、1台につき6人なのです。幾らここに、導入後非接触のあれよりはずっと時間短縮されると思うのですけれども、サーモグラフィーの部分であってもあまりにも児童数の配置に差があり過ぎて、待つ時間、森小の子供と濁川の子供と比べたら1時間ぐらい、大げさですけれども、違いが出てくる可能性だってありますので、もう少し児童数も加味した形で整備数について検討するという余地はないものなのでしょうか。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

児童数に対して整備台数を考慮すべきではないかということなのですが、教育委員会としましては児童数ということではなくて、健康管理で全ての児童生徒に同じ環境を提供したいということも考えられますので、全学校に適正に配置しようとしております。また、今お話あったように、玄関の数とか、あと教職員も当然玄関ありますので、そういうところにも配置するのですけれども、待つ時間もあるのではないかというご質問については、1人当たり1秒ほどで計測しますので、さほど影響ないというふうに考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 1秒ぐらいでということなのだけれども、今言ったみたいに1台に6人のと1台に90人も当たるところはあまりにも。だから、私濁川小学校に要らないと言っているのではないのです。数をもう少し児童数を勘案して、配分するのを若干調整することはできないですかということなのですから。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

整備の台数につきましては、学校とも協議いたしまして、台数が多ければ確かにいいという部分もありますけれども、その台数を設置したことによって先生たちもそこに張りついて管理しなければいけないという部分もありますので、教職員の負担も軽減した上で考えております。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） それでは、28ページ、29ページの消防費の関係で、唯一6ページの繰越明許をかけているという部分でちょっとお尋ねしたいのですけれども、繰越明許につきましては、一般的に予算の成立後にその事業によって年度内に支出を終わらない見込みのあるものについて補正予算の形で提案されると、その時期はやっぱり年度末であるべきなのかなと思っています。ここで国庫補助でありますから、あくまでも繰越明許するということは財源を国も繰越明許をまずしていることになりますよね、その辺りのまず確認です。この金額について繰越明許を国のほうでもしているかどうか。

それから、高規格救急車なのですから、これだけの大きな金額で、3月まで入らないということになりますと6か月以上かかるわけです。ということは年度内に入らないということになりますので、この補助金は4月、6月とあるわけですから、なぜ年度内に成立するような、どうしても必要なものであれば6月に補正予算をして事業化をして年度内の、例えば6か月とすれば12月ですか、に入るわけですよね、そうすると使えと、コロナ対策の部分で。ですから、そういう計画性が本当にあったのかどうかというのが非常に疑問になるわけです。補助が来たからということなのか、私はもっと早く入れるべきだと思っています。必要だと思っている一人なものですから、ですからもっと早く、この補助があるとすれば整備したほうがよかったのではないかなと思っています。

それと、もう一つが、予算執行した場合に入札減があるわけです。ということは、翌年度に執行するということは補助金はその分減ということ。この予算額イコールにならないわけですから、そうなった場合の対応、その辺りもちゃんと含めて考えていたのかどうか、そこをお願いします。

○消防長（東谷直樹君） 私のほうから時期についてお答えいたします。

高規格救急自動車につきましては、令和3年度に一応消防の中では予算計上しようとは考えておりました。ところが、今回の交付金出たところで、ちょうどタイミングも更新時期もありまして、資機材についても今回のコロナ対策ということで計上させていただきました。時期につきましては、年度内には各メーカー問い合わせでも救急車造るのに殺到しております、またコロナの関係で地場産業というか、各メーカーの下請の企業が止まっ

ているところもあるみたいで、それで年度内にはどうしても無理だという返事でございまして、来年度という考えに至りました。

以上でございます。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

私のほうからは繰越しの部分でございますけれども、国のほうでこの交付金につきましては繰越しが可能だということの通知を受けておりますので、まず補正予算と同時に繰越明許費の設定をさせていただいているというところでございます。

それから、この事業なのですけれども、総額で約7億3,000万円、そして臨時交付金が4億9,000万円と、残りその他補助金が1,000万円で、ふるさと基金で2億3,000万円を計上しているところでございます。それで、その交付金を満度に交付して活用するために、もりまち応援券の交付事業、それから緊急経営支援金の交付事業を調整弁にしまして、その執行減を見込んで予算計上をしているところです。この繰越しについてなのですけれども、これについてはこの予算が成立しましたら入札等をしますのです、その段階で補正減をして、翌年度にその分を持っていかないような対応を取りたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） ですから、予算は予算でいいのです。確定したものを繰越し計算書もつけながら翌年度に繰り越すというルールになっているわけです。ということは、はっきりするわけです。国のほうもその交付金、補助金を国で繰越明許して、もらっていて後で交付すると、こういうルールになるわけですから、なぜ今大ざっぱなところで、そしてふるさと応援券のほうに残ったら回しますと、そういう事業確定しないようなものを。ですから、繰越明許はあくまでも確定してからやって、なおかつそれで変更がもしあれば繰越明許の補正かければいいいわけです。なぜそういうような手法を取らないで、いきなり繰越明許を出してくるのか、そこがちょっと私は理解できない。

それから、この308万の部分ありますよね、これもなぜ補助金でやらなければだめなのか、違う事業に充ててもいいわけですよ、その分違う財源で買えばいいわけですから、令和3年度に。何の予算だって買えるわけですから、その分三百何万というものを違う事業に充てるということのほうが効率いいのではないですか。だから、そういう計画性が本当にあったのかどうかということをお聞いているのです。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

まず、繰越明許と補正予算、今回同時に出した理由につきましては、これを年度末までだということが入札をかけた場合に入札に応じられる企業がなくなる可能性があるということで、当初から繰越明許費を設定して、翌年度までの納期にして契約を締結するために今回このような形を取らせていただいております。本来的には3月で繰越明許を設定して繰り越すべきものだという認識でございますけれども、今回についてはそういう手法を取らせていただいております。

それから、いろいろな財源の有効的な活用方法あるかと思っておりますけれども、今回につ

きましてはそういった理由で計画的にこちらのほうも予算計上しておりますので、そのところはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○5番（伊藤 昇君） ですから、私冒頭に言ったのですが、この6月なりで交付金、補助金が出てきたのですから、そういうことをしっかりと町のほうで考えて計画立てて、高規格救急車は必要だということの判断であれば、もっと早くやって年度内に整備してほしいと、そういうようなことなのです。もしその辺りお話しできれば、話ししてもらえれば。

○消防長（東谷直樹君） お答えいたします。

私たちが事業をいろいろやっていく中で、この救急車なんかも早く整備したいわけですが、いろいろ諸事情ありまして、次年度とかになった場合もあります。それで、こういういい機会というか、言い方はあれなのですが、タイミングもよかったものから、今回こういう形になりました。

○14番（松田兼宗君） いろいろありますので、よろしくお願いたします。

まず、16、17ページお願いします。防災対策費のところなのですが、資料ナンバーでいうと9番です。全協のときにもちょっと確認して聞いたのですが、明確な答えというのはいらないかと思っておりますので、確認したいと思っております。まず、いろんな備品、消耗品関係をたくさん用意するわけですが、この数の積算した根拠というのは一体何なのか、この数字を出した部分の、それだけ確認したいと思っております、まず最初に。

○防災交通課長（柴田正哲君） お答えします。

備品関係につきましては、災害に対応するものとしまして、避難箇所を10か所程度を想定しました数を今回予算計上しているものでございます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 10か所ではなくて、私の考えとしては避難者が何人いるのだという話なのです。例えばマスク一つ取っても、マスク1枚を何日使わせるのですか、使い捨てですよ。とすれば、1人1日1枚で計算した場合、1万枚ではどこにも足りない数字になってしまうのではないですかと思うわけです。その辺の考え方、何人分としてこれだけ計上しているのか。さらに言えば、ペーパータオルにしても、全てそうなのですが、トイレにしても6つですよ、何で6個なのかというのが全然分からないのですよ、その出した数字の根拠が。それを聞いているのです。避難所の数がどうのこうの話ではないです。

○防災交通課長（柴田正哲君） 避難者総体につきましては、それぞれいろんな災害が想定されます。今回につきましては、最低限の数が必要ということで考えた数でありますので、それぞれ足りないようでありましたら、例えば北海道からの災害協定に基づく提供を受けたりとか、追加で購入等、そういった形で対応していきたいと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） そんなこと聞いているのではなくて、根拠は何なのか。何人集ま

るのを対象にして考えているのか聞いているのです。道からの援助とか、そういうような話、新たに購入するということを行っているけれども、災害の規模によってはそういうのが一切当てにできない状態になるのです。だから、その辺のことを考えれば、これで何日分もつのですかということを知りたいのです。

○防災交通課長（柴田正哲君） お答えします。

発生する災害については今の段階で想定するのはちょっと難しいのですが、避難者それぞれに対応する形で対応していきたいと思います。全体の避難物を都度開設する避難箇所に搬送するなりで対応していきたいと思います。災害の発生する場所、時期等、場所によって避難者それぞれいろんな数が想定されますので、それに対して臨機応変に対応していきたいと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 納得できる答えでない。何人を想定しているのですか、何日分を想定してこれを備蓄するのですかということを知っているのです。何日分なのですか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○14番（松田兼宗君） それでは、20ページ、21ページお願いいたします。資料ナンバーでいうとナンバー11です。

これも備品関係のことなのですが、予防費の需用費のところですが、この資料ナンバーの11なのですが、全て備蓄の部分なのですが、備蓄用品として、先ほどと同じような質問になるのですが、何日分なのですか。それで、今年度分として考えているのだろうか、それとも次年度から同じように備蓄品として確保していくということになるのでしょうか、その辺お願いします。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

日数というような概念はない状況でして、こちらの新型インフルエンザ等対策本部備蓄用品、この数量で計上していますが、現状でこの数量を買えるかどうかは実は定かにはなっていません。ただ、この数量を買うという予定で進めておりますし、それぞれ使用期限がありますので、毎年度使う分と備蓄する部分と考えながら、できれば増やしていきたいなと思っております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 分かりました。それで、今答えの中で買えるかどうか分からないみたいなことを言いましたよね。現状はまだそういう状況なのですか。とすれば、年度内にこの予算、各課それぞれ備蓄品でいろんな消耗品計上していますが、それを買え

ない場合どうなるのですか。これは全体的な話になるのでしょうかけれども、その辺課長のほうで今分かる範囲内でお願いします。どうするのかということ。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

現状使っている業者何者かありまして、そちらから見積り取っているのですけれども、今使っている業者の中では完全にまだ品薄状態だというふうに伺っております。ただ、こちらのほうも年度内に仕入れしていく部分で、今まで取扱いしていない業者も含めていろいろなところからオファー来ていますので、その辺も含めてこれから検討していきたいなと思っております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 次に、22ページ、23ページの労働諸費のところちょっとお伺いします。

これ毎年やっている話で、人数が昨年度は71人なのです。そして、今年度は80人分を見ているという形なのですが、コロナの問題が発生して、多分私の予想としてはこの人数を大幅に超えるのではないかという予測はしている。感じがするのです。というのは、それぞれ就労対策の問題とか、アルバイト含めどんどん減っているというふうに思っているわけですね。とすれば、当然収入減になっている中で、就労対策の部分で応募の方が増えるというふうに思っているのですが、その辺もし足りない場合は当然補正して増やしていくという考えはあるのでしょうか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

こちらの冬期就労に関しまして過去ずっとやっているのですけれども、今まで募集人数に対してそれ以上来たという実績はありません。ただ、議員おっしゃるとおり、今年はコロナの関係もあるので、もしかしたらオーバーするという可能性もあるかもしれないですけれども、まだ今の段階では正直言って予測つかない段階でありますので、私の気持ちとしては申込みした方全員、例えば日数減らすとか、あまりにも多かったらさっき言った補正するだとかということは考えていきたいなと思っております。

以上です。

○9番（河野文彦君） それでは、何点かある中で順番にいかせてもらいます。

まず、資料13の就労対策なのですけれども、私はこれ毎回のように聞いているのですけれども、緊急就労対策ということで、冬期間に職がなくなってしまう方がたくさんいるという下での事業かと思うのですけれども、そんな中で、下の注釈といたしますか、30年度と令和元年度ですか、60%の方がまた申し込んで、40%の方が来なかったというようなデータになっているのですけれども、40%の方がほかの企業なんかには就労が進んで、就職率がよくなって来なくなったのか、もしかしたら高年齢で来れなくなったのか、そういった調査といたしますか、データの収集というのはされていますでしょうか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

昨年申し込まれているけれども、今年度来なかったときのどうして来なかったのかとい

う調査ですよ、そういったことは現状ではやっておりません。

以上です。

○9番（河野文彦君） 雪の降る地域ですから、冬の期間の就労対策というところの必要性も分からなくはないのですけれども、こういう事業の前に通年安定して就職していただけるような取組というのがこの課では大事なのかなと思うのです。以前にもそういう話をして、こういう事業の前にそういう取組も必要なのではないかというようなお話をさせていただいていたのですけれども、今回はそういう取組はされていなかったか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

こちらの冬期就労、作業する前に必ず一度事前説明会というのを開催いたします。午前中事前説明会やった後に、昼から通年雇用のセミナー等を開いております。そのセミナーの際には、就労前の基本的なマナーだとか、それと通年雇用の協議会がありまして、そちらのほうで通年雇用に必要な各種技能の講習を受ける費用の助成だとかというのを紹介したりとかして、なるべく通年雇用ができるような取組はしております。

以上です。

○9番（河野文彦君） この件は了解しました。

別件で質問させていただきます。資料ナンバー25の図書館の図書の滅菌機ということなのですけれども……

○議長（野村 洋君） ページ数、分かりますか。

○9番（河野文彦君） ページでいくと32、33ページになるかと思えます。滅菌機ということなのですけれども、この機能を見ていると大変いいものだなと、コロナでなくてもあったら大変いいものなのかなというふうに見ていたのですけれども、一回に6冊入るのかなというふうに見ていたのですけれども、この6冊を滅菌するのにかかる時間、あと図書館、平均でいいのですけれども、1日どれぐらいの図書が返却されてくるのか。要はこの1台で間に合うのかというところを確認させてください。

○図書館長（宮崎弘光君） お答えします。

まず、滅菌機の滅菌する時間なのですけれども、1冊当たり30秒から1分程度というふうに言われております。あと、1日に何冊ぐらい処理されるかといいますと、お客様が出入りするの大体30名程度の出入りがありますので、本の貸出しについては上限が10冊というふうになっておりますが、大体はその範囲内ということで、1人1回か2回というふうに考えますと、取りあえず1台あれば十分間に合うのかなというふうに考えております。回数的には1日60回程度を想定しております。

以上でございます。

○9番（河野文彦君） 滅菌機の件、了解しました。

また別件でお願いします。同じく32、33ページの文化財振興費の工事請負費、これ冷凍機の周年事業の工事費かと思うのですけれども、講演だとか式典に関してはコロナの影響で残念ながら中止という流れなのかなと思っていたのですけれども、記念碑、全協のとき

に説明あった石で造った記念碑、これの設置自体もなくなったということでもよろしいのですか。

○社会教育課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この記念碑の設置についても今年度は行わないというふうになったところでございます。

○9番（河野文彦君） この式典なんかは、100周年でしたか、記念すべき年から外れてしまえばできなくなるというのは仕方ないかなと思うのですが、記念碑に関しては記念する年に石碑をつけるのには、コロナの感染防止とか、それほど影響ないのかなというふうに思うのです。冷凍機が日本で初めて設置されたというのは森の誇る財産かと思うのですが、その記念の碑となるものすらやめてしまうというのは、やはり何か相当な心配があったのでしょうか。

○社会教育課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

この100周年記念事業につきましては、今回コロナウイルスの関係で不安や混乱の中いろいろな事業を実施するよりも、PR効果だとか、そういうのを考えますと全ての事業を来年度に実施したほうがいいのではないかということになりまして、次年度の実施に向けて今検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 1時間経過しましたので、10分ほど休憩したいと思います。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

○2番（山田 誠君） 23ページ、労働費、先ほど某議員からも質問出ていましたけれども、この事業については私は悪いとは思っていませんけれども、ただ町民からすると非常にイメージが悪い、この労働者が。簡単に言いますと、遊んでいて金もらっているのではないかと。たまたま私も見に行っただけです。そしたら、車に積んで遠くに投げに行く間、10分や15分時間ある。そうすると、たばこだとか、そういうのを吸っているわけです。日常の会話してみたり、だからそれが町民に映ると仕事もしないでお金をもらっているのではないかというイメージに取られるので、今年どこの業者が請け負うか分かりませんが、その辺十分マナー等々について気をつけて執行するように、十分気をつけてやるようにというふうにきつく話していただきたい。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

こちらの冬期就労の関係につきましては、先ほども言いましたとおり、実際の作業やる前に事前の説明会を実施しております。その中で、議員の言うとおりに、そういった苦情等々も来るときもありますので、事前説明会の中ではそういうことのないようにというのは

今までもしてきております。ただ、まだそういう実態があるのであれば、さらにきつく言うなり、あとは委託業者、言うとおりにまだ決まっていますので、業者のほうにその辺を徹底するように指導してまいりたいと思います。

以上です。

○2番（山田 誠君） 続いて、26、27ページ、負担金、補助金、資料ナンバー17でございますけれども、これは町内の水産加工業者が実施するもので輸出だとか食品産業の輸出向けの補助なのですが、これらについて業者が何件該当者がいるのか、それから金額が高額ですから、森地区の加工業者に全部周知徹底した上での配分になったのかどうか、その辺お願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今回のこれは国の補助事業でありまして、間接補助になります。資料の3番にあるとおり、国の補助で、北海道を通して町を通して事業者が補助されるという流れになっております。この業者は1社のみです。1社で製氷機、あとホタテの加工機器のほうの導入を予定しております、現在工事のほうを進めております。

また、通知のほうなのですけれども、今回のほうはサイドの補助ではなかったものから、こちらに関しては流していないのですけれども、うちに来る国だとかの通知については関係の会議所だとか商工会のほうに随時通知しておりますし、またこういう加工場等で何かを整備したいというときにはうちのほうに相談に来たりだとかということもありますので、もしそういうことがあるような業者があれば、こちらのほうに相談してもらえば、うちのほうも手助けしていきたいなと思っております。

以上です。

○2番（山田 誠君） 今の説明では、各関係団体、加工協なり商工会なり、いろんなものにきちっと通知をして、漏れなく加工業者のほうに行っているということで理解しているのですね。それでないと、後で知らなかったとかということになるとまたいざこざが出てくる可能性があるのですが、1社だけが補助を受けてやったということになるとまた大変なので、その辺は十分ないように、今課長の話聞くと話したというふうに私受け取ったので、間違いないですか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

先ほどの説明でも話したとおり、今回のこの補正の補助につきましては、こちらはうちのほうのサイドの補助事業でなかった、直接のサイドでなかったものですから、通知のほうは直接行っておりません。ただ、先ほども言いましたとおり、うちのほうに来るメール、通知のほうについては、各関係団体に必要であると判断すれば通知のほうはしております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 先ほども質問で出ていたのですけれども、32、33ページの文化財振興費の部分なのですが、今年度コロナの関係で100周年記念行事一切やめるといようなことで補正がかかっているわけなのですが、これと関連して、例えば桜まつりなん

かも中止になっているわけですね、もう既に。そういう中で、例えば鞍馬大会だとかというのもやらなかったわけで、そのほかにまた食KING市の部分なんかも含めて実施されていない事業に関わる減額補正というのはどういう扱いになるのかというのがまず1点です。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、項目違うのでないか。

○11番（檀上美緒子君） ここで減額になっているわけでしょう、だから関連して、ほかにやらない事業があるのにそれらが減額されないというのはどういうことなのかというのが、文化財の事業をやらないで減額になったということにかぶせて質問したいということです。

それと、あちこちに飛ぶのですけれども、例えば保育所だとか、防災だとか、保健事業等々で今回感染対策として……ごめんなさい、1つずつだね。

まず、1点目それです。

○議長（野村 洋君） 先ほど聞いたやつは、桜まつりとか、そういう関連のやつが減額に何でならないのだということを知りたい。

○11番（檀上美緒子君） はい。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えします。

減額補正の考え方につきましては、事業が終わった後速やかに減額補正するようにはしているところです。今何例かできましたけれども、食KING市、それから桜まつり等ですけれども、それにつきましては補助金を出して、その中で継続してやっている事業でございますので、全ての事業が終了していないという状況ですので、途中での減額補正はないということをご理解願いたいと思います。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） さっき途中まで言った関係なのですけれども、感染予防対策としてそれぞれいろんな、保健所だとか、または保健センターだとか、防災備品だとかという中で非接触体温計の購入が幾つか出されているわけです。それに関わってなのですけれども、このたび非接触体温計のほうの寄贈が100本、町にあったというのが新聞報道されているわけなのですけれども、その活用と今回の非接触体温計の設置との関係でどういう整理されているのかということをお聞きします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時26分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

非接触型体温計につきましては、確かに100個寄贈されております。寄贈されたものにつ

きましては、幼稚園、保育所、あと小学校、中学校、そちらのほうで活用していきたいと思います。購入部分につきましては、各課で上げている部分あると思うのですが、それは別の考えで上げていますので、寄贈分についても有効活用していきたいと思います。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 学校とか幼稚園については、非接触体温計というのは前にもう買っていますよね。その上に100本、各学校なり幼稚園なりに配分するということですか。私は、もっといろんなところで使える。寄贈の目的が学校に使ってくださいという形で寄贈されたのだと思うのですが、現実的にもう既に、そして今度サーモグラフィーも入るわけで、もっと積極的に頂いたものを活用するとなれば、今回必要だと言われているところに即配置すれば、即活用してもらえそうですね。そういう意味での活用というのをもっと有効に迅速に対応したほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

寄贈元、そちらの部分につきまして意向として幼稚園とか保育所とか小学校、中学校に寄贈したいというお話がありましたので、うちのほうでは受けました。ただ、購入の部分につきましては、以前から確かに予算計上しながら買おうと思っておりますし、実際非接触型体温計につきましては何本がいいとかということではなくて、あればあったにこしたことはないので、ある分に関しては有効活用していきたいと思います。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 24ページ、25ページ、森林環境事業費のところですが、

先ほど話をしているのですが、どうもその時の話聞いていると、高校の13名の部分でやるというのはいいのですが、全体的な事業がどうも農林課でやる事業と違うのではないかなど、むしろ教育委員会でやって当然の事業なのではないかなというふうに感じているわけです。それで、上ノ国高校の関係の担当の教諭が前任のところで行っていたと、その辺の話って聞いていますか。この教師というのは、農林課サイドでは上ノ国町が行っていたというふうな、その辺の話聞いているのだろうか。どうも内容を見ると、今はいいでしょうけれども、将来的に教育委員会なりに変わってくるのではないかなという気がするのですが、その辺どう考えているか、お願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、上ノ国町のほうには当然のごとく確認はさせていただいております。まず、やったことにより期待される効果というところで、やはり教育委員会ではなく農林課で対応すべきなのかなというふうに考えております。要は例えば高校生のアイデアが具現化することで森町の資源である木材を身近に感じてもらうとか、あとは社会人の講師によって様々な情報を得ることで例えば社会の実践活動を実感できるとか、あとは学生時代の地域貢献、社会参画に関わり、地元の産業に接することで地元の就業、定住化を促進するとか、そういうことで、農林課以外のこともあるのですが、主はそういった木に触れてもらう

とか、例えば将来的に木材を普及するとか、そういう意味合いで取り組んでいきたい、木育の一環で取り組んでいきたいということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○14番（松田兼宗君） そうすると、今後もずっと農林課の所管で事業をやっていくというふうなことでいいですね。それだけ確認。

○農林課長（寺澤英樹君） そのとおりです。

○14番（松田兼宗君） 次に、26、27ページです。資料ナンバーでいくと17番です。この部分についてちょっと確認したいのですが、どうも気になっていること、先ほど1社だという説明あったのですが、これは森地区なのですか、砂原地区なのですかだけ知りたいのですが、というのは一番気になっているのは、製氷機導入及び製氷機設置する建屋の増設と書いているのだけれども、もし砂原地区だとすると、上水道の問題がいつも話に出るわけですよ、上水道の布設がされていないですから。その絡みからすると、上水道という条件というのはこの部分ってないのですか、あるのですか。その辺の確認というのはしているのですか。もし砂原地区だとすると、どうやってそれをクリアするのかなと思ったりもしたものですから、その辺お願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

こちらの業者につきましては、砂原地区です。議員おっしゃる水道の関係なのですけれども、こちらのほう当然そういった問題あるような水を使ってやるとなると全て駄目になります。こちらの補助を受ける条件としまして、HACCPに対応しているということで、衛生上もある程度クリアしないと当然駄目なものです。そういったものをクリアしたという計画が上がってきたので、国のほうでも補助決定をしておりますので、その辺は大丈夫だと思います。

以上です。

○14番（松田兼宗君） まず初めに、資料ナンバーの21番ですが、全協でも不思議に思っていることなのですが、具体的に何をかうというのが全然ないわけです。そんな予算の取り方あるのかということを知ったのですが、どうも納得できない部分があります。さらに、全協で説明した後、もう1週間なり10日過ぎていますよね。これで校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるというふうに書いているわけです。そうすれば、具体的にもう上がって当然だと思うのですが、いかがなのですか。具体的な部分ではまだ上がっていないということなのですか。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

学校からは、備品購入の要望とか、消耗品の部分につきましては上がっております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 上がっているとすれば、ほかの課のいろんな備品とか、具体的に何かというのを資料として提出あって当然だと思うのですが、それは全協のときもまだ上がっていないということ、それとも全協の後で上がってきたということなのですか。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

品目とか、そういう部分に関しては今現在上がっている最中なので、調整中です。

以上です。

○14番（松田兼宗君） それで、あまり具体的に何も無い中で、品目も決まっていない中で補正組むというのは今まであまり聞いたときないなと思うのですが、どうなのですか、総務課長としてはそういう場合というのは認めるのですか。具体的な何も無い中で、金額は幾らぐらいだというような形というのは。そういう形って今まであまりないと、ほかのところでもないわけです。具体的に何を購入するというのは書いているわけです。あり得ないなと思っている部分なのですが、その辺、萩野課長でもいいですし、総務課長がその辺どういうふうを考えているのか含めて最後に聞きたいのですが。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

先ほど議員さんからご質問ありましたとおり、本事業につきましては国の補助事業で、国からもう事業費が各学校に割当てかかっています。小中につきましては200万、森小学校につきましては300万の事業費で割り振り、もうかかっていますので、それに対応した予算を組んだ段階で品目等精査しながら事業を進めていきたいと考えておりました。

以上です。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

今学校教育課長から言ったとおりなのですが、補助事業の内容に合致した品目であるということを確認しておりますので、予算査定の段階では認めております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 続いて、資料ナンバーの22番なのですが、これも全協のときに話はしているのですが、今回全協の後に新聞にも当然載ったのですが、ソフトバンクとのICT教育における事業連携協定を締結しましたという形が報道されました。それで、これ全てこれでICT技術者を配置するという経費として総額では小中学校で460万、どういうイメージか分からないのです。新たに人を配置するという意味では雇い入れるというふうにとっていいのでしょうか、それともどこかの、当然ソフトバンクになるのでしょうか、ソフトバンクから人材が必要の都度来るなり、オンラインでいろいろな話をするとかという話になるのか、どちらなのですか。金額でいうと、先ほど言いましたようにその都度来るのかなと思っていますけれども、その辺の説明をお願いします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

業者については、どこということはまだ決定しておりません。回数とか、そういう部分に関してはその都度対応していきたいと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） そしたら、ソフトバンクの話なのですが、協定内容の中で一番最初にICT教育に関する環境づくり、児童生徒の学力向上に資することというのがあります。とすれば、当然ここの人的体制の不十分なところを補う意味ではソフトバンクにお

願いするという話になるのだと思うのですが、その辺まだ決まっていないという話ではなくて、もう決まっているのではないですか。違いますか。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

I C T教育における事業連携協定と今回のG I G Aスクールサポーターの配置支援事業につきましては、全く別なものでありますので、業者は同一ではありません。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 別な事業って、どう違うのですか。その説明をお願いします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

先日の協定を結んだ部分に関しましては、先ほど言ったようにI C Tの教育に関する環境づくりに対して、子供たちの学力向上に資することを目的としております。G I G Aスクールサポーターの部分につきましては、今後遠隔授業とか、そういう部分もありますので、そういう高度なことに対して学校に対して支援をするというようなサポーターを置くという意味合いで事業を進めていきたいと思っています。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 最後に図書館の部分、資料ナンバーでいくと25番です。ページでいうと33ページになります。閲覧室内の換気のところなのですが、サーキュレーター1台、扇風機通常用1台、扇風機業務用1台、2万5,000円です。こんなもので買えるのかなと思って、それがまず1点疑問なところと、環境的にかなり狭いですよね、閲覧室というのは、森の図書館の場合。とすれば、それをどうやって換気するかってかなり面倒な部分があるのだと私は思うわけです。そして、このサーキュレーターと扇風機2台で不可能、あちこちに図書があって、ぶつかって換気なんてできないのではないのですか、これでというふうにイメージ、私思うのですけれども、いかがなのですか、その辺。

○図書館長（宮崎弘光君） お答えいたします。

まず、1点目の買えるのかというところなのですけれども、もちろん業者から参考見積り等取り寄せまして予算計上しておりますので、もちろん購入できます。

それから、狭い閲覧室、その中を換気するに当たっては、実際館内で煙を少し使いまして空気の流れを見る実験を行いまして、全く同じ扇風機とサーキュレーターを使ったわけではありませんけれども、同程度の能力のあるものを使って実験をした結果、うまく換気ができるということを確認した上で今回予算計上させていただいておりますので、その点は心配ないと思います。

○14番（松田兼宗君） しばらく図書館行っていないので、分からないのですが、シールドは置いているのですか。シールドというか、ガードするような、机の上とかにそれは設置されているのですか。それだけ確認して終わります。

○図書館長（宮崎弘光君） 閲覧室の中ということで、現在これを購入するまでの間は使用を禁止しておりますので、現在は設置しておりませんが、今後検討していきたいと思っております。

○2番（山田 誠君） 1点お願いいたします。

28ページ、29ページの住宅管理費の財源内訳、それから34ページ、35ページの公債費なのですけれども、総務課長さんにちょっとお尋ねしたいのですが、公営住宅の使用料、これ充当順番、これは何々かまず教えていただきたいと思います。使用料で最後に公債費を減額して、そして修繕料に入れていますよね、充当振替しているわけです。ということは、最後に充当した残りを公債費に充てるというようなことになっているかと思うのですが、住宅使用料の充当項目、何々あるか教えてください。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

詳しくはちょっと今資料がないのですけれども、まずは物件費に係るものから充当して行って、最後に公債費ということになっております。

○2番（山田 誠君） それで、この使用料で公債費減額して修繕に回しているということは、この残り分というのが公債費分に当たっている住宅使用料、これ聞いたかったのです。あと幾らあるのか、この充当の内容の公営住宅使用料がその他の財源内訳の中にあるわけですよ、600万引っ張っても、それが幾らあるのかということをお聞きしたかったのと、今回600万の修繕料、これ建設課長さんに、もっと当初から修繕みたいなものが要望していたのでないかなと思って、もし充当が公債費でもっと余っていれば、そういうものに充当できたのかなというようなこともお聞きしたいなと思っています。

○建設課長（富原尚史君） お答えします。

今回の補正に関しましては、小破修繕でありまして、当初予算ではどこの修繕ということはちょっと分かりませんので、今現在で既に当初予算のやつはもう使い切る寸前なので、これから冬にかけて修繕を見込んで今回は補正をお願いしたところです。

以上です。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

住宅使用料を住宅管理費と公債費にそれぞれ幾らずつの充当になっているかというご質問だったと思うのですけれども、この補正予算の編成のときに資料は当然用意してございますけれども、今ちょっと手元にございませんで、後ほど議員のほうにお示ししたいというふうに思います。

以上です。

○15番（斉藤優香君） 30、31ページなのですけれども、資料ナンバーで24のアイパッドの三脚とアイパッドペンシルの各学校の算定基準をお願いします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

数量につきましては、各学校の学校職員分です。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第4、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第9号

○議長(野村 洋君) 日程第5、議案第9号 令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(坂田明仁君) 議案第9号についてご説明させていただきます。

本案は、令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ26億1,045万3,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款3国庫支出金、項1国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム改修に対する補助金でございます。

款4道支出金、項1道補助金は、特定健診受診率向上支援共同事業実施に対する特別調整交付金でございます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金の減額は、職員手当の減額に伴うものです。

款6繰越金、項1繰越金につきましては、財源調整のため、令和元年度繰越金のうち一部を計上するものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当につきましては、通勤手当及び住居手当について精査したものです。節12委託料の増額につきましては、オンライン資格確認等システムへ対応するためのシステム改修委託料です。

目2連合会負担金の減額につきましては、北海道の交付金交付要領により、款6保健事業費へ科目更正するものです。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費の増額につきましては、先ほど説明した科目更正分のほかに、新たに国保連合会が共同で実施する追加事業のポストコロナにおける行動変容事業など参加する負担金です。これらの事業につきましては、全額特別調整交付金で財源措置されます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金100万円の増額につきましては、保険税の還付金に

ついて補正しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第10号 令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第10号について説明させていただきます。

本案は、令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,925万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ20億7,830万8,000円にしようとするものです。

事項別明細書により歳入よりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

款4国庫支出金、項1国庫負担金1,550万7,000円の増額につきましては、うち111万2,000円が介護給付費増額に伴う負担割合に応じた増額補正、残りの1,439万5,000円が前年度実績値確定による追加交付分の増額補正となります。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金38万9,000円の増額につきましては、介護給付費増額に伴いまして負担割合に応じた増額補正です。

目2地域支援事業交付金（総合事業）10万5,000円は、前年度実績値確定による追加交付分の増額補正となります。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金481万1,000円の増額につきましては、うち150万2,000円が介護給付費増額に伴う負担割合に応じた増額補正、残り330万9,000円及び目2地域支援事業支援交付金29万4,000円につきましては前年度実績値確定による追加交付分の増額補正となります。

款6道支出金、項1道負担金69万6,000円の増額につきましては、介護給付費増額に伴いまして負担割合に応じた増額補正となります。

6 ページをお開き願います。款6 道支出金、項2 道補助金、目1 地域支援事業交付金（総合事業）13万5,000円並びに目2 地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）2万7,000円につきましては、前年度実績値確定による追加交付分の増額補正となります。

目3 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金34万8,000円につきましては、感染症予防のための衛生資材購入についての交付金であります。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金185万8,000円につきましては、保険給付費、事務費等の増額に伴い、各負担割合に応じて増額補正するものです。

同じく項3 基金繰入金462万円につきましては、介護サービス給付費等及び地域支援事業における前年度実績値確定により、償還金への財源充当とするものです。

款9 繰越金46万8,000円につきましては、令和元年度繰越金を補正しようとするものです。

歳出についてご説明させていただきます。8 ページをお開き願います。款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費318万円から項5 高額医療合算サービス等費の220万円までにつきましては、対象者、給付費の増による増額補正であります。

10ページをお開き願います。款4 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費25万7,000円につきましては、住所地特例該当者に係る予防ケアプラン作成に伴う負担金の支払い方法の変更に伴い、増額補正しようとするものです。

項3 包括的支援事業・任意事業費35万3,000円につきましては、感染症予防に伴う衛生用品を購入しようとするものです。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付金、目1 第1号被保険者保険料還付金90万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に伴う納付済み保険料の還付が主なものとなっております。

目2 償還金508万8,000円の増額につきましては、介護給付費の前年度実績値確定に伴い、北海道負担分の償還に伴うものです。

12ページをお開き願います。款6 基金積立金、項1 基金積立金1,710万円につきましては、介護サービス給付費、地域支援事業等における前年度実績値確定による追加交付分を基金積立てしようとするものであります。

以上、議案第10号の説明といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○2番（山田 誠君） 10ページ、11ページのただいまの諸支出金の償還金及び還付金なのですが、目1です。90万、これ何人でどういう内容なのか、ちょっとご説明いただければと思います。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） お答えいたします。

主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免につきまして納付済み保険料を還付する分となります。それで、実際にこちらのほうで減免の決定しているものとしましては、8月15日時点ですけれども、決定件数としては21件を減

免決定しているところです。

○2番（山田 誠君） 21件で今8月15日決定と、そのほかにこの予算で取っておくという話だと思えるのですが、21件の金額というのは幾らになっているのでしょうか。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） お答えいたします。

先ほど申しあげました21件のほうにつきましては、27万2,000円程度の保険料額となっております。

すみません、併せて先ほどの回答に追加での回答となるのですが、21件と申しあげたのは令和元年度の保険料がある方の分についてのみとなっております。令和2年度のほうも含めると件数がもう少し増えて、8月15日時点27件となります。

○議長（野村 洋君） ほかに。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第11号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第2回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,059万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億6,282万3,000円としようとするものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページお開きください。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金860万6,000円及び款6道支出金、項1道補助金、目1新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金198万8,000円は、歳出にて説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページお開きください。歳出、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節2給料、節3職員手当及び節4共済費は、本年8月末付で自己都合により職員が退職となり

ましたので、その補充に係る予算でございます。節17備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したさくらの園新型コロナウイルス感染症対策ソーシャルディスタンス推進事業に係る物品をそれぞれ購入し、新型コロナウイルス感染症を予防し、入居者の安心、安全を確保しようとするものです。詳細につきましては、資料ナンバー28を提出しておりますので、ご参照をお願いします。また、残額の80万7,000円は、さくらの園開設時から使用していましたが介護用ベッド2台が破損し、使用不可能となったため、それを補充するため購入しようとするものです。

次に、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節10需用費の消耗品費は、さくらの園新型コロナウイルス感染症対策ソーシャルディスタンス推進事業として231万7,000円を、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として198万8,000円、合計430万5,000円を計上しております。それぞれ必要な物品を購入し、新型コロナウイルス感染症を予防し、入居者の安心、安全を確保しようとするものです。詳細につきましては、資料ナンバー28、29を提出しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第12号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ8,511万1,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。

ホタテ未利用資源リサイクル施設で受け入れましたホタテ残滓につきましては、今年度から飼料会社での乾燥処理をメインに行う予定でしたが、ボイル残滓の運搬の要件といたしまして1回につき6トン以上の搬出が求められておりました、場合によっては数量がたまるまで施設内で数日間保管しなければならない状況でございます。このため、気温の高い時期に受け入れたボイル残滓につきましては特に傷みやすく、数量がたまる間に腐敗が進んでしまい、飼料化できないことから、セメント会社による焼却処理をせざるを得ない状況にありますので、歳出の款1項1目1総務事業費、節12委託料の乾燥処理業務委託料から残滓527トン分となる1,188万4,000円を減額いたしまして、同額を焼却処理業務委託料へ計上しようするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第13号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（小田桐克幸君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第1回目となるものでございます。

第2条、令和2年度予算第2条に定めた業務の予定量の（4）、建設改良事業に、発熱外来用プレハブ等5棟、発熱外来用プレハブ電気等工事一式、発熱外来用プレハブ空調設備工事一式、AI顔認証カメラ2台を追加するものでございます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入、第1款病院事業収益9億6,412万5,000円に676万6,000円を追加し、9億7,089万1,000円とし、支出、第1款病院事業費用12億2,846万円に925万9,000円を追加し、12億3,771万9,000円とするものでございます。

2 ページをお願いします。第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入、第1款資本的収入7,803万2,000円に772万円を追加し、8,575万2,000円とし、支出、第1款資本的支出1億2,032万9,000円に772万円を追加し、1億2,804万9,000円とするものでございます。

以下、4 ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。まず、収益的収入及び支出の支出でございます。款1 病院事業費用、項1 医業費用、目1 給与費、節、手当の特殊勤務手当249万3,000円は、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に従事した職員に支給するものであります。

次に、ただいまご説明いたしました特殊勤務手当を除く収益的収入及び支出、そして5 ページの資本的収入及び支出について一括でご説明させていただきます。併せて資料ナンバー30を御覧いただきたいと思っております。当該補正につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急包括支援事業であり、補助率10分の10の事業でございます。これから冬にかけてインフルエンザや風邪症状による発熱者の増加が見込まれることから、一般の患者と新型コロナウイルスの感染が疑われる来院者との接触を避けるため、屋外にプレハブ診療室及び待合室を設置いたします。また、病院入り口玄関ホールにA I 顔認証カメラ2台を設置し、来院者の検温及びマスクの着用について検知し、院内感染対策を講じようとするものでございます。資料ナンバー30の下段、事業費内訳の発熱外来設置事業のうち、医療器械器具及び器械備品等398万9,000円と人件費277万7,000円が収益的支出で、プレハブ4棟及び簡易トイレ関連640万円、院内感染防止対策事業132万円が資本的支出に計上されるものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を行います。

○14番（松田兼宗君） 最近コロナ対策の問題で特に問題になっているのが、発熱外来をつくるのはいいのですが、患者として行きますよね、その後そこに行っただけでうわさになって、要するに誹謗中傷みたいな形で流布される可能性があるわけです。それによってその人が被害を被る形の部分がかかなり問題になっていると思うのですが、それに対する対策は何かしているのか、考えているのかどうか。

それと、もう一点、国とか道からの要請があるかないかはちょっと分からないのですが、今後の展開として隔離病棟をつくるという要請が来ているのかどうか、あるいはもしそういうのが来たら森国保病院はそれに対応できるような形になっているのかどうか。

その2点をお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時13分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○病院事務長（小田桐克幸君） 私のほうから2つ目の隔離病棟関連についてお答えをさせていただきます。

当院については、まず隔離病棟はございません。今後国、道のほうから要請があった場合につきましても、隔離病棟は陰圧装置など必要になりますし、現在の病院の病棟の体制では対応ができない、それが実態でございます。

以上です。

○副町長（木村浩二君） 1点目のお話になりますけれども、検査を受けられる方というのはケース・バイ・ケースでいろんなことがあると思います。その状況によっては、想定ができない部分もかなりあると思います。基本的な話になりますけれども、検査自体、その結果自体もこれは個人情報ということになりますので、町としてはそれに対する対策というのは、はっきり言えば取れないということしか言えないと思います。ただ、状況によっては、どういう状況になって町の中でどういう騒ぎになるのかというのはちょっと分かりませんが、その状況によって対応が必要であれば対応してまいりたいというふうに考えております。

○14番（松田兼宗君） いろんな報道とか見ていると、どこからそういう情報が流れるかということ、やっぱり職員の部分が多いと思うのです。となると、職員に対する教育をきちんとやる必要があるのだろうと私は思うわけですが、その点どの程度行われているのか。

そして、もう一つは、時間帯によって混む時間帯に行ってしまうと、どうしてもほかの一般の患者さんがあの人来ていたどうのこうのという話になってしまうと、それだけで広がってしまうわけです。陰性なのか陽性なのか何も分からない中で。だから、そういうことも考慮した中での診療時間とか考えていく必要があるのではないかなと思うのですが、その辺どうなのかということと、もう一点、隔離病棟の話なのですが、当然お金がかかる話で、そういう形で要請があって、ハード的に可能であればできるということなのか、それとも人的な部分でできないということもあるのかどうなのか、その辺どうなのですか、お願いします。

○病院事務長（小田桐克幸君） お答えいたします。

先ほど情報が漏れるのではないかという部分がございましたが、当然にこれは個人のプライバシーの問題といいますか、これは秘密にしなければなりません。現在まで当院では、保健所からの要請に基づいてPCR検査の検体採取を行っておりますが、もちろんでございますけれども、そういった方の情報は当然に守られていると、絶対に口外することはございません。その辺はしっかりと教育というか、その辺については一般常識として捉えているところでございます。

それから、時間帯の問題ですけれども、これから冬を迎えて発熱外来も本格的に人が混んでこようかというふうに思っております。基本的には発熱者につきましては事前に電話でご相談をいただくというような対応を基本としてまいりたいと思います。そのことによ

って、例えば午前の一定の時間に来院をいただくといった部分も可能となりますので、そういった対応を進めていきたいと思えます。もちろん突然いきなりいらっしゃる患者さんもいらっしゃいますので、それはもちろん対応していくところがございます。

あと、隔離病棟の関係ですけれども、先ほど今現在の体制ではちょっと対応できないということでもあります。職員も隔離病棟については知識的なものもございませんし、今現在では疑い患者用には3床確保しておりますけれども、隔離病棟については今のところではできないというところがございます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 端的に聞きます。物理的に、それは予算があればできるわけですから可能だと思えますが、人的にできないという言い方で、そう受け取ってよろしいですか。

それと、時間帯の問題で今後それを一般の町民に広報していくということで受け取っていいですか、その辺確認をお願いします。

○病院事務長（小田桐克幸君） お答えいたします。

隔離病棟の部分については、当然そういった医療に携わる者としての教育、実習を積みればそれは可能であると思えます。ただ、それが短期にできるものなのかという部分についてはちょっと私も勉強不足であります。早急には困難なのかなというふうに思っているところがございます。

あと、時間帯の件お話ししました。これについては、広くアピール、町民の皆様にも周知をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。3時半まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第14号 令和2年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町水道事業会計補正予算の第1回目になるものでございます。

第2条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の過年度分損益勘定留保資金1,158万8,000円を1,418万8,000円に改め、支出の第1款水道事業資本的支出を既決予定額の5,108万7,000円に260万円追加し、支出総額を5,368万7,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出について、款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費260万円の増額は、令和3年度施行予定の上台町地区配水管更新工事の実施設計委託料の補正によるものです。委託予定箇所につきましては、資料番号31をご参照ください。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第14号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第15号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） それでは、議案第15号についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めようとするものです。

1、契約の目的は、森町汚泥再生処理センター建設工事です。2、契約の方法は一般競争入札。3、契約の金額は22億9,900万円です。4、契約の相手方は、東京都中央区京橋2丁目1番3号、クボタ環境サービス株式会社代表取締役、三谷博徳です。

資料ナンバー32を提出してございますので、ご確認願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第15号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第12、報告第1号 令和元年度森町財政健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 報告第1号 令和元年度森町財政健全化判断比率についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面をごらんください。令和元年度普通会計財政健全化審査意見書でございます。中ほどの表に実質赤字比率と連結実質赤字比率がありますが、これらにつきましては黒字となりますので、比率は記載されておられません。実質公債費比率は14.3%で、基準値以内となっております。また、将来負担比率は50.0%で、基準値以内となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第1号を終わります。

◎日程第13 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第13、報告第2号 令和元年度森町資金不足比率についてを

議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

○病院事務長（小田桐克幸君） それでは、報告第2号についてご説明いたします。

まず、1枚開いていただきまして、令和元年度森町資金不足比率病院会計についてでございます。この表は、令和元年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は、基準内となっております。詳細については、個別意見を御覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○上下水道課長（水元良文君） 続きまして、令和元年度水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。

資金不足比率は、基準値内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

続きまして、次ページをごらんください。本報告は、令和元年度下水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は、基準値内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

以上で報告といたします。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第2号を終わります。

◎日程第14 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在人委員をお務めいただいております堺恵美子氏は、本年12月31日をもって任期満了となります。後任委員を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任委員につきましては、3期9年の長きにわたり人権擁護委員を務め上げ、職務についても熟知しており、今後につきましても活発な活動が期待されます堺恵美子氏を引き続き任命することが最も適当であると思われまますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー33を提出しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第15 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第15、認定第1号 令和元年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和元年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和元年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題といたします。

お諮りします。ただいま議題になっております日程第15、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時41分

- 議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。
委員長に菊地康博君、副委員長に木村俊広君が選任されました。

◎休会の議決

- 議長（野村 洋君） お諮りします。
決算審査特別委員会付託議件審査のため、9月4日から9月14日までの11日間を休会としたいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては、9月7日午前10時を開会といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

- 議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
したがって、9月4日から9月14日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

- 議長（野村 洋君） お諮りします。
本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

- 議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

- 議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。
次回は、9月15日午前10時開会といたします。
ご苦労さまでした。

延会 午後 3時42分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和2年9月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和2年第1回森町議会9月会議会議録（第3日目）

令和2年9月15日（火）

開議 午前10時00分

休会 午前11時30分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 令和2年第1回 認定第 1号 令和元年度森町各会計歳入歳出決算認定について
森町議会9月
会議付託議件 認定第 2号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 令和元年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 令和元年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 4 議案第16号 令和2年度森町一般会計補正予算（第9号）
- 5 意見書案第1号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 6 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 7 意見書案第3号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書
- 8 意見書案第4号 公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書
- 9 意見書案第5号 国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めることを求める意見書
- 10 意見書案第6号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書
- 11 意見書案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書
- 12 意見書案第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 13 議員の派遣について
- 14 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋君 副議長 1番 菊地 康博君
2番 山田 誠君 3番 佐々木 修君

4番	高橋邦雄君	5番	伊藤昇君
6番	加藤進君	7番	堀合哲哉君
8番	東隆一君	9番	河野文彦君
10番	宮本秀逸君	11番	檀上美緒子君
12番	木村俊広君	13番	久保友子君
14番	松田兼宗君	15番	斉藤優香君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷恵造君
副町長	木村浩二君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	釣隆吉君
総務課長	長瀬賢一君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村本政君
防災交通課長	柴田正哲君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	川村勝幸君
税務課長	柏渕茂君
保健福祉課長	坂田明仁君
保健福祉課参事	須藤智裕君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮崎涉君
住民生活課長	安藤仁君
子育て支援課長	濱野尚史君
環境課長	川口武正君
農林課長	寺澤英樹君
農業委員会事務局長	鈴木修一君
水産課長	岩井一桐君
商工労働観光課長	阿部泰之君
建設課長	富原尚史君
砂原支所長	富原合浩君
地域振興課長兼 地域振興係長	千葉正一君

町民福祉課長	住	吉	隆	子	君
教 育 長	増	川	正	志	君
学校教育課長	萩	野	友	章	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮	崎	弘	光	君
生涯学習課長	木	村	忠	公	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	野	崎	博	之	君
給食センター長	藤	嶋		希	君
さくらの園・園長	金	丸	義	樹	君
病院事務長	小田	桐	克	幸	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君
農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊	池	一	夫	君
次 長 兼 議事係長兼 庶務係長	奥	山	太	崇	君
庶 務 係	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 認定第 1 号 令和元年度森町各会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3 号 令和元年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4 号 令和元年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 2 議案第 16 号 令和 2 年度森町一般会計補正予算（第 9 号）
- 3 意見書案第 1 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 4 意見書案第 2 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め
る意見書
- 5 意見書案第 3 号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求め
る意見書
- 6 意見書案第 4 号 公立学校教員に 1 年単位の変形労働時間制を適用しないことを

求める意見書

- 7 意見書案第5号 国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めることを求める意見書
- 8 意見書案第6号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書
- 9 意見書案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書
- 10 意見書案第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 11 議員の派遣について
- 12 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席2番、山田誠君、議席3番、佐々木修君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第3、令和2年第1回森町議会9月会議付託議件、認定第1号から認定第4号までの認定4件を会議規則第37条により一括議題といたします。

なお、討論及び採決については、認定議案ごとに1件ずつ行うこととします。

決算審査特別委員会の報告を求めます。

○決算審査特別副委員長（木村俊広君） 令和2年9月3日、令和2年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定議件4件を審査した結果、次のとおりと決しましたので、報告いたします。

付託議件名、認定第1号 令和元年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和元年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和元年度森町公共下水道事業会計決算認定について。

審査日程及び経過、9月7日、出席委員13名、各担当課長などから決算書及び報告書を基に予算の執行状況について説明を受けました。

9月8日、出席委員13名、森町一般会計の歳入及び歳出の款6農林水産業費、項2林業費、目5森林環境事業費まで質疑を行いました。

9月9日、出席委員13名、森町一般会計の歳出の款6農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費から款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費までの歳入及び歳出について及び森町国民健康保険特別会計、森町後期高齢者医療特別会計、森町介護保険事業

特別会計、森町介護サービス事業特別会計、森町港湾整備事業特別会計、森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の歳入及び歳出並びに森町国民健康保険病院事業会計、森町水道事業会計、森町公共下水道事業会計の収入及び支出についての質疑を行いました。

審査の結果、付託された認定第1号は不認定とすべきものと、また認定第2号、第3号、第4号は認定すべきものと決しました。

決算審査特別委員会の審査について報告いたします。令和2年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託された認定第1号、認定第2号、認定第3号及び認定第4号について、休会中の9月7日、8日及び9日の3日間にわたり慎重審議の下に審査を終了し、起立採決の結果、認定第1号は不認定、認定第2号から第4号までは全員一致で認定すべきものと決しました。

さて、森町理事者におかれましては、委員会審査の過程で出された意見や要望などを踏まえ、今後の施策に十分反映されることを強く望むものであります。また、過去の本会議等において議会の十分な理解を前提とした案件の予算化やその決算においては、特に内容の丁寧な説明と十分な理解を得た上で進めることを具申します。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により地元経済は一段と厳しい状況が続いており、近年見られる異常気象などによる一次産業への影響は先行きが不安定な状況にあります。そうした要因による地元経済の疲弊により財源確保が期待できない場合も想定しつつ、歳入確保に努める一方、歳出では徹底して無駄を省きながら予算執行管理を適正に行いつつも、町民サービスの低下を招かぬことが重要であると考えます。

なお、本特別委員会は議長及び監査委員を除く14名で構成した特別委員会ではありますが、それぞれの立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な報告は省略いたします。

以上、委員長報告といたします。

終わります。

○議長（野村 洋君） これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会においては質疑、討論を行っておりますので、ただいまの委員会報告に対する質疑、討論を省略します。

（何事か言う者あり）

○7番（堀合哲哉君） 今省略と言ったけれども、委員会での議事進行に当たって決したことをどうのこうのと私言うつもりはないけれども、その辺の扱いについては今後の森町の議会運営に大きな、下手すると汚点残す結果になる。だから、それを大きく変えていくという意味において、質疑をここで取りやめるということ自体おかしい。大体文面の中身がなっていない。事実即して書きなさいと。事実から離れたことを書いて、質疑ありません。そういうばかな話ないでしょう。やっぱりそれはきちっとやるべきだ。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時58分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

ただいま委員長報告の項目の中でございますけれども、一部、事実とは違わないのですが、不親切な記述の仕方でなかったかというような議運の意見が出まして、今新しく配付しましたように、裏の4番の4行目でございますけれども、修正前については、当初は認定第1号は不認定という記述でございましたけれども、修正後は、認定第1号は可否同数になり委員長裁定により不認定というようなことで改めさせていただきます。

以上、報告終わります。

これから令和2年第1回森町議会9月会議付託議件について認定議案ごとに討論及び採決をいたします。

まず、認定第1号の討論に入ります。

これから討論に入ります。まず、決算審査特別委員会で不認定となりました認定第1号に対する反対討論の発言を許します。

○2番（山田 誠君） 認定第1号の部分、その中の令和元年度森町一般会計歳入歳出決算の不認定に反対するものであります。

私は、令和元年の町長の町政執行方針に基づいた決算書であり、明るく安心して暮らせる森町、安心、安全、楽しく笑顔で暮らせる森町にすべく、第2次森町総合開発振興計画を基本とした決算内容であり、特に森町の主要産業である農林水産業の一次産業の振興、そして保健、医療、福祉、教育等々の充実が十分図られ、行財政運営は適正に執行されたものと認識しております。詳細については監査委員の歳入歳出決算審査意見書のとおりであり、私は委員会報告の不認定は不適切であり、不認定に反対するものであります。

議員の皆様方の適正なる公平、公正なる良識ある判断をお願いし、反対討論とするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（野村 洋君） 次に、決算審査特別委員会で不認定となりました認定第1号に対する賛成討論の発言を許します。

○11番（檀上美緒子君） 決算委員会で決した認定第1号不認定に賛成します。

2019年度、令和元年度決算では、ふるさと応援基金の大幅な減少があり、さわら幼稚園の改築、旧ごみ焼却施設の解体といった大型事業や産業振興策としてのプレミアム商品券発行事業等が特徴的でした。そうした中で、高齢者と障がい者の外出支援事業、タクシー券発行で利用期間を延長したことで利用者と利用額が伸びています。これは、利用者の声に応じて改善策が取られたことからと思います。こうした努力、改善は、どの事業でも、どの部署でもあってほしいことです。しかし、残念ながら一向に改善されず、あるまじき前例を踏襲している件が散見され、看過できません。一刻も早い解決を強く求めるもので

す。

その1つは、グリーンピア大沼への補助金支出の件です。1年前の決算で監査委員の意見と議会での決算不認定で指摘された補助金要綱に反した前年度決算書未提出という提出書類不備のままで、今回も補助金を交付しています。しかも、今年の6月には極端に言えば前年度決算書の添付は必要ではないとも言えるまで裁判で主張しているのです。延滞金問題で法を破ってまでも善良な町民を守ると回答した件を問題にされると、あれは心の声だと、あたかも議事録に残っている発言をなかったことにしようとする姿勢や町政に通じるご都合主義は許されません。

もう一つは、活動費全額を補助金で賄っている教育水準向上対策協議会に教育委員会主催の幾つかの事業費を全額負担してもらっていることに、教対協の総会で承認しているから何ら問題はないという認識に唖然としました。補助金の交付先をスポンサーにしますか、子供の学生生活費の全額を仕送りしている親がその子に弟や妹の修学旅行費用を出させるのと同じようなことではありませんか。親が本当に苦しければ、仕送りを減らすかもしれません、弟や妹の修学旅行費用を同じ教育費用だからといってその子に負担させますか。しかも、その負担額は教対協の決算にも教育委員会の点検、評価報告にも一切出てきません。議会からの追加資料請求で初めて明らかになりました。

こうした不公平な不明朗な筋の通らない補助金支出が何年も続いているのです。問題点を指摘されているにもかかわらず、グリーンピアの件では裁判中の案とか、監査委員の意見に答える義務はないと、質問への回答すら拒否し、反省のかけらも見られません。問題を問題と受け止められないのかもしれませんが、であればなおのこと、こうした補助金交付や使われ方は許されないことであり、問題だということを認識してもらい、改善を求めるために不認定の決算委員会報告に賛成しようではありませんか。

議員の皆様は条例や規則を守り、公平、公正で透明性のある町政、財政執行のため、賢明なる判断をお願いして討論といたします。

○議長（野村 洋君） 反対の討論ですか。

○4番（高橋邦雄君） 今回認定第1号不認定に対し、反対の立場で討論をいたします。

決算認定に関して、行政執行は適正に行われており、施策執行状況の成果に関して実直に進められていることから、真摯に責任のある決算である。議員一人一人の考えの中には認識が違う部分はあるかもしれませんが、総体的に不認定と決めるのは疑義があり、監査委員も適正な運用であると意見しており、今後の森町町民にとって賢明であるのか、議員の皆様の良い良識あるご判断を切に願い、賛同していただくことを強く望み、反対討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） 賛成ですか。

○14番（松田兼宗君） それでは、決算審査特別委員会の一般改正を不認定とすべきということに賛成という立場で討論させていただきます。

審査の過程で多くの事業で予算執行後の行政効果の評価が行われていないことが判明し

たばかりか、主要施策の成果に記載されていない事業さえもあることが判明しました。特に町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護し、森町防災に万全を期し、活動の拠点となる防災交通課のずさんな管理体制には驚愕するばかりであります。避難所で想定される防災備品の確保する数量を把握しておらず、想定される災害に対応できるかどうか不明であり、十分な管理がされているようには思われなかったことでもあります。森町防災会議が令和2年3月31日付で森町地域防災計画を改定していますが、計画を改定することを目的化し、実際の災害時には全く機能しないのではないかと不安を覚えざるを得ません。また、昨年9月27日に行われた駒ヶ岳火山噴火防災総合訓練が主要施策の成果に記載されておらず、訓練内容や今後の防災訓練の在り方も全く不明であり、防災交通課のやる気のなさが目につくばかりであります。

さらには、教育委員会の小中学校無線LAN構築において災害時などの有事において利用可能なシステムを構築し、安定稼働するものであるはずにもかかわらず、不十分なものであること、さわら幼稚園敷地の一部が津波浸水域になっているにもかかわらず、全体的にはかさ上げされていないこと、森町の防災行政、防災意識が異常事態であることを感じざるを得ません。そして、さわら幼稚園建設工事における令和2年2月17日開催の森町議会2月会議で議決された変更工事が事前着工の可能性があり、地方自治法96条1項5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に違反している可能性があります。それは、議会の議決権の侵害であり、議会軽視であり、議会を愚弄するものであります。

以上から、令和元年度の一般会計は不認定とすべきものと考えます。皆さんの賛同をお願いして終わります。

○議長（野村 洋君） 反対の討論ですか。

○10番（宮本秀逸君） 決算審査特別委員会に付託されました一般会計の審査に当たっては、不認定にすべきとの委員長の報告であります。私は認定すべきであるとの立場で討論させていただきます。

少子高齢化という言葉が定着し、人口減少という前代未聞の時代となり、我が森町もちろん、日本中の自治体が直面する重要な課題となっております。また、これまで人類が経験したことのない気候変動が危惧され、地球規模での災害が多発し、その防災対策に個人はもちろん、各自治体が真剣に取り組み、将来への予測が大変困難な時代になってまいりました。我が町の一般会計の執行につきましても、そうした課題に対応し、町民の生活、命の安全と福祉の向上に努めていかなければなりません。毎日、毎月、毎年の様々な経験を生かし、限られた予算で町民の生活を守らなければならないと考えております。特別委員会の決算審査に当たりましては、疑問や問題点も指摘されてまいりました。行政側にあつては、今後より一層充実した行財政運営に努められ、まちづくりに生かしていただきたいと思っております。

令和元年度末には誰もが想像だにできなかった新型コロナウイルスの世界的大流行が起こ

り、我が国も社会経済、文化、全ての分野で人間生活が一変してまいりました。当町においても、その対策が始まったわけであります。そういう大変な状況の中で執行された令和元年度の予算につきましては、ほぼ当初の想定内で運営されてきたものと判断し、決算については認定すべきであると思います。

各議員の賛同をお願い申し上げ、討論といたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第1号 令和元年度森町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は不認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり不認定にすることに賛成の方は起立願います。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 採決の結果、賛成9人、反対6人です。起立多数であります。

認定第1号については、不認定とすることに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第2号に対する反対討論の発言を許します。ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第2号に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第2号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

認定第2号については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第3号に対する反対の討論の発言を

許します。ないですね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第3号に対する賛成討論の発言を許します。ないですね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) これで討論を終わります。

認定第3号 令和元年度森町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

認定第3号については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第4号に対する反対討論の発言を許します。ございませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第4号に対する賛成討論の発言を許します。ないですね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) これで討論を終わります。

認定第4号 令和元年度森町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。
採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

認定第4号については、認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第16号

○議長(野村 洋君) 日程第4、議案第16号 令和2年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(長瀬賢一君) 議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町一般会計補正予算の第9回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417万6,000円を追加し、歳入歳出それぞ

れ131億880万3,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本案は、8月30日及び9月4日の大雨による被害の復旧に要した経費を計上しようとするものです。

4ページをお開き願います。歳入では、財源調整のため、地方交付税を計上しておりません。

次に、6ページからの歳出についてご説明いたします。款6農林水産業費、項1農業費の70万円は、尾白内町有農地沈砂池が土砂で閉塞したため、土砂の撤去費用を計上しようとするものです。資料ナンバー36を提出しております。

続いて、項2林業費の148万5,000円は、林道東谷沢線、蛭谷線、清滝線の路面洗掘を復旧するため、建設機械借り上げ料を計上しようとするものです。資料ナンバー37を提出しております。

次に、款8土木費、項2道路橋梁費の199万1,000円は、尾白内1号線の横断側溝、排水ます、管渠の埋塞のほか、町道及び管理道路の土砂洗掘、土砂流入、道路側溝の埋塞に係る復旧経費を計上しようとするものです。資料ナンバー38を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、意見書案第1号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第5、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第6、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第6、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第7、意見書案第3号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第7、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第4号

○議長(野村 洋君) 日程第8、意見書案第4号 公立学校教員に1年単位の変形労働

時間制を適用しないことを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第8、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 意見書案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第9、意見書案第5号 国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めることを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第9、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第10、意見書案第6号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第6号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第10、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第7号

○議長(野村 洋君) 日程第11、意見書案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第7号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第11、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第8号

○議長(野村 洋君) 日程第12、意見書案第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第8号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第8号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第12、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議員の派遣について

○議長(野村 洋君) 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、日程第13のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第14 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長(野村 洋君) 日程第14、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長(野村 洋君) これをもちまして令和2年第1回森町議会9月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和2年第1回森町議会9月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午前11時30分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和2年9月15日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員